

1 上位・関連計画の整理

① 静岡県総合計画「富国有徳の美しい“ふじのくに”の人づくり・富づくり」

【策定主体：静岡県 策定年次：基本構想 平成30年3月、後期アクションプラン 令和4年3月】

計画の概要

静岡県では、平成30年3月に、概ね10年後の目指す姿を描く「基本構想」と、構想を実現するための最初の4年間の具体的な取組を示す「基本計画」で構成する静岡県総合計画「静岡県の新ビジョン」を定めました。

その後、新型コロナウイルス感染症の影響や、気候変動危機への対応を踏まえた改定が必要となり、令和3年度末で最初の4年間の基本計画が終了したことから、令和4年3月に、当初計画の見直しを図り、「後期アクションプラン」として策定したものです。

計画期間

基本構想： 平成30年度から令和9年度までの10年間

後期アクションプラン： 令和4年度から令和7年度までの4年間

基本理念

富国有徳の「美しい“ふじのくに”」づくり
～東京時代から静岡時代へ～

目指す姿

「県民幸福度」の最大化

・「生まれてよし老いてよし」

安全・安心な生活が確保され、いつまでも健康で明日への活力にみなぎり、生涯にわたり充実した暮らしを営むことができる社会

・「生んでよし育ててよし」

思いやりに満ちた地域の中で自分が望む数の子どもを生み、温かい家庭の中で、将来の夢を描きながら大切に育てることができる社会

・「学んでよし働いてよし」

学校や仕事、生活の中での経験や文化芸術に触れることを通じ生涯にわたり自己を成長させ、働く中で社会に貢献し、豊かさを実感できる社会

・「住んでよし訪れてよし」

豊かな自然や美しい景観に囲まれた快適な住空間の中で、住む人も訪れる人も地域に愛着と魅力を感じ、国内外との活発な交流が賑わいを生み出す社会

② 志太広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

【策定主体：静岡県 策定年次：令和3年3月】

計画の概要

志太広域都市計画区域は、焼津市、藤枝市の2市で構成されており、静岡県内の中部地域にあり重要な広域交通の要衝として位置づけられる。本計画は、広域な観点から、各都市の将来像を示すとともに、土地利用のあり方や、道路、公園、下水道などの整備方針、自然的環境の整備保全の方針を定めるものです。

集約連携型都市構造の実現を目指すとともに、大規模自然災害に備え強靱なまちづくりが実現できるよう、復興事前準備の取組を推進します。

目標年次

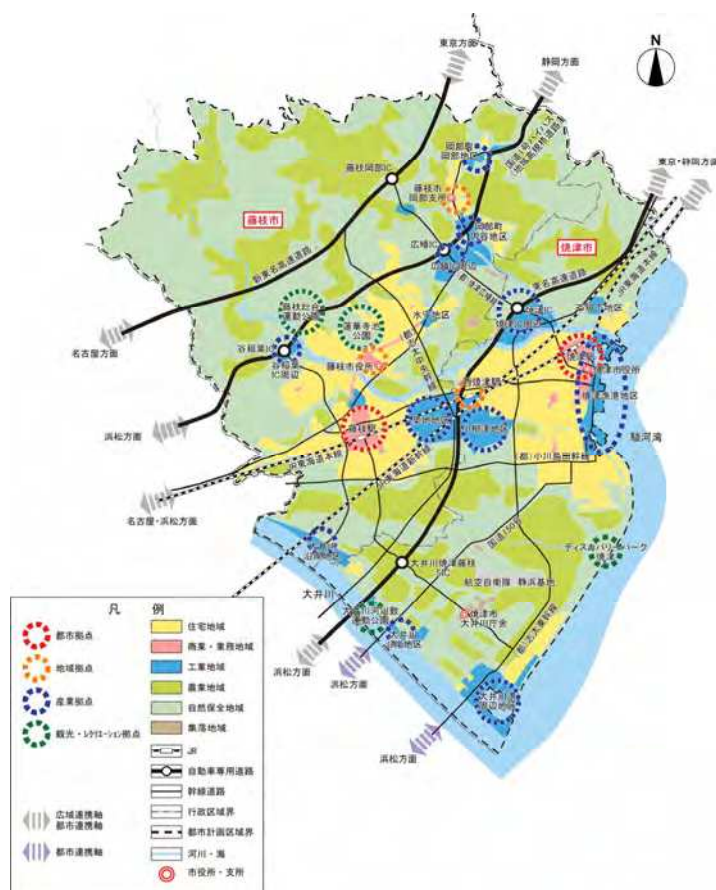
将来の都市構造： 令和17年（2035年）（基準年次から20年後）

区域区分、都市施設の整備等： 令和7年（2025年）（基準年次から10年後）

都市づくりの基本理念

- ① 拠点の充実による集約連携型の都市づくり
- ② 周辺都市圏との交流拡大や連携強化によるにぎわいと活力のある都市づくり
- ③ 災害の最小化と迅速な復興により、安全・安心で快適な都市づくり
- ④ 水・緑など自然と調和し、地域の文化・資源を活かした環境負荷の小さな都市づくり
- ⑤ 市民、事業者、行政の協働による都市づくり

将来市街地像図



③ 焼津市立地適正化計画

【策定主体：焼津市 策定年次：令和6年3月】

計画の概要

焼津市の市街地は、比較的コンパクトに形成されていますが、市街地における人口の低密度化が進みつつあり、低未利用空間の増加や、都市機能の低下に伴う市民生活や、地域コミュニティの維持に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

本計画は、社会を取り巻く変化や、人口減少・少子高齢化が進展する社会に適応した、健全な都市経営による持続可能なまちづくりの推進に向けて、新たな都市計画として策定し、生活利便性が高い市街地の形成と、各地域の拠点を中心としたまちづくりが連携した、都市構造の構築による、住みやすく、笑顔あふれる市民生活の実現を目指すものです。

対象区域

市域全体（都市計画区域全域）

目標年次

概ね20年後の令和26年度（2044年度）

将来都市像

スマート新時代

豊かなくらしが未来へつながるまち 住まいる City Yaizu

まちづくりの方針

方針1：「人・もの」が集まり、活気に満ちた豊かな市民生活を支える拠点の形成

- ①官民連携によるにぎわい拠点の形成
- ②地域の核となる生活交流拠点の形成

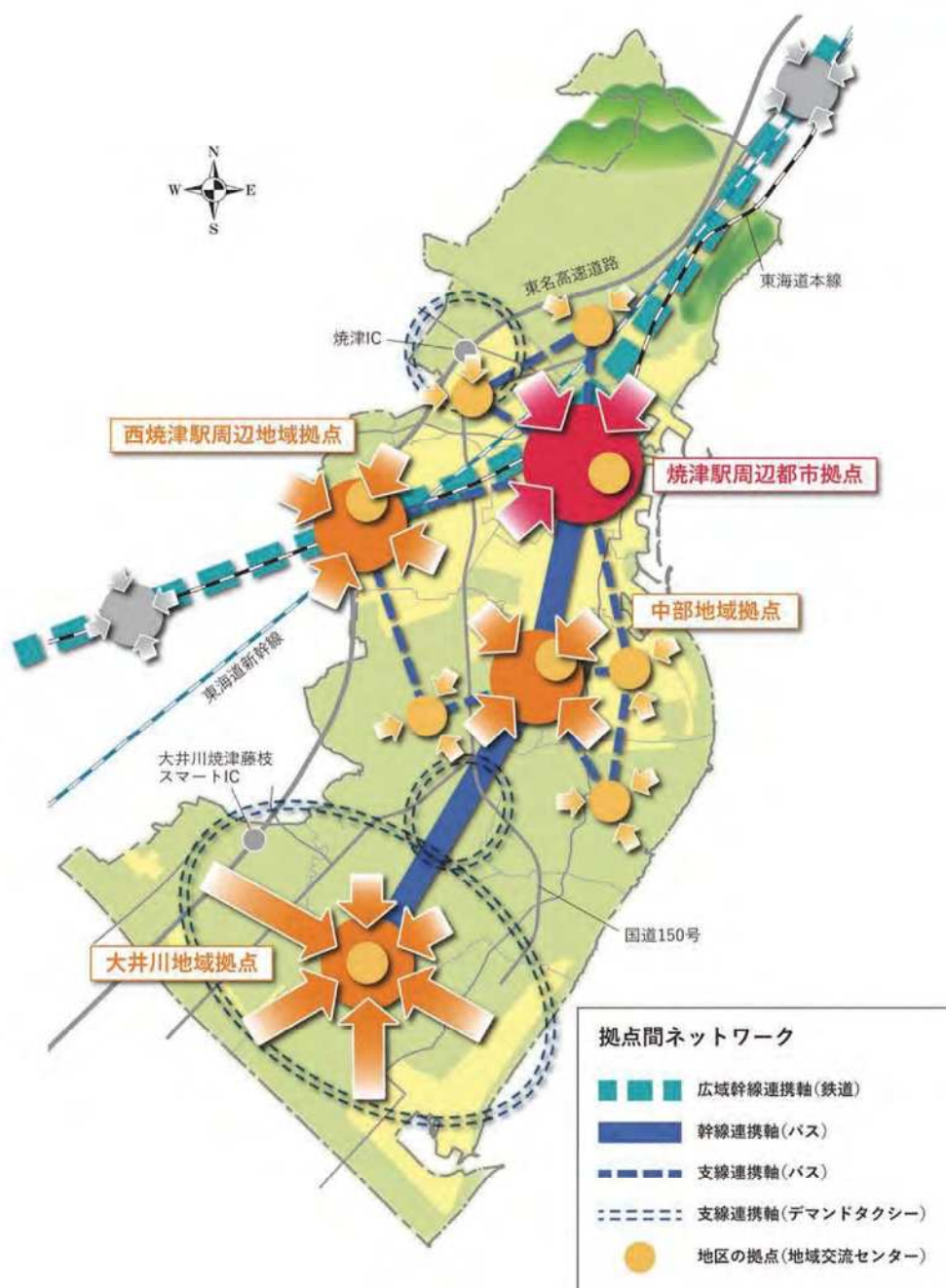
方針2：希望を歓びに満ちた、心安らぐ住環境の形成

- ①住みやすい住居環境の形成
- ②災害リスクを考慮した官民連携による安心・安全な住環境の形成
- ③既存ストック（空き家・空き地等）を活用した住環境の形成

方針3：移動しやすく、歩きたくなる快適な街環境の形成

- ①公共交通ネットワークの強化
- ②歩いて暮らせるまち、歩きたくなるまちづくりの実現
- ③先進デジタル技術を活用したスマートな移動の推進

多極地域連携都市構造



④ 第6次焼津市総合計画（第2期基本計画）

【策定主体：焼津市 策定年次：第2期基本計画 令和4年3月】

計画の概要

人口減少・少子高齢化の進行やデジタル化の急速な進展などにより社会が大きく変化していることに加え、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により、社会経済構造や人々の行動、意識・価値観に大きな変化がもたらされ、行政においては、変革への柔軟で迅速な対応が求められています。

総合計画は、焼津市のまちづくりの基本理念や将来都市像、それを実現するための政策・施策を示し、市民・事業者などのさまざまな主体との共通の活動指針となるもので、第2期基本計画は、将来都市像の実現に向け、急速な社会経済情勢の変化に対応した計画とし、今後のまちづくりにおける基本的な指針となるものです。

計画期間

基本構想：平成30年度（2018年度）～令和7年度（2025年度）

第2期基本計画：令和4年度（2022年度）～令和7年度（2025年度）

将来都市像

やさしさ 愛しさ いいもの いっぱい
世界へ広げる 水産文化都市 YAIZU

まちづくりの基本理念

・地域資源や特性を『いかす』

自然と共生しながら、恵まれた地域資源、地理的特性を市民の活力とともに『いかす』まちづくりを進めます。

・みんなに、地球に『やさしい』

市民が共に支え合いながら、安全で安心して暮らせる、誰にも、また、地球にも『やさしい』まちづくりを進めます。

・市民の力を『はぐくむ』

新しい時代を担い、健康で個性豊かな感性あふれる人づくりや市民と行政との協働の原動力となる市民が自ら行おうとする力を『はぐくむ』まちづくりを進めます。

・人と未来に『つなげる』

環境、文化、伝統、平和の尊さと恵まれた地域資源を次世代に引き継ぎ、市内外へ情報発信することにより、人と人、過去・現在・未来、焼津と世界を『つなげる』まちづくりを進めます。

⑤ 第4次焼津市国土利用計画

【策定主体：焼津市 策定年次：平成30年3月】

計画の概要

国土利用計画法第8条の規定に基づき、静岡県国土利用計画を基本とし、焼津市総合計画の基本構想や焼津市国土強靱化地域計画との整合を図りながら、焼津市の区域における土地の利用に関する基本的事項を定めたものです。

少子高齢化や人口減少、経済構造の変化など、焼津市を取り巻く社会経済情勢は大きくしている中、各地域に応じた適正な土地利用の形成が求められており、課題への対応や、環境の変化に適応すべく、土地利用に関する指針を示しています。

目標年次

令和10年（2028年）

土地利用の基本方針

- ・ 自然環境を保全し、ふれあいとやすらぎのある土地利用
- ・ 災害に強く安全安心の土地利用
- ・ 生活利便性を高め、快適に暮らせる土地利用
- ・ 地域産業振興を推進する土地利用
- ・ 地域の特性を活かした土地利用

土地利用構想図



⑥ 焼津市産業立地ビジョン

【策定主体：焼津市 策定年次：令和6年5月】

計画の概要

本計画では、本市が将来にわたり持続可能な都市となるために、産業立地をまちづくりの課題として捉え、本市の持つ強み、立地動向や企業ニーズ調査を踏まえ、本市の産業立地に関する考え方をまとめ、将来的な産業用地の可能性を検討するエリアを示します。

計画の位置づけ

本ビジョンは、本市の産業立地に関する、基本的な考えを示すとともに、一定の条件の基で抽出した将来的な産業立地の可能性を検討するエリアを示したものであり、今後、まちづくりの基本的な指針である「第6次焼津市総合計画第2期基本計画」や土地の利用に関する基本的事項を定めた「第4次焼津市国土利用計画」、また、将来都市像の実現に向けた長期的なまちづくりの考え方を示す「焼津市都市計画マスタープラン」などとの整合を図るものであります。

可能性検討エリアの抽出方針

本市の土地利用の現状から、市街化区域には産業用地として一定規模を超える土地利用は困難な状況であることから、市街化調整区域において、産業立地の可能性を検討するエリアを抽出します。

市の特性、産業の立地動向や企業ニーズ調査などにより、可能性検討エリアの抽出条件を以下の下表のとおり整理します。また、条件に基づき抽出した可能性検討エリアは下図のとおりですが、今後の産業立地の基礎となる「可能性検討エリア」を示したものであり、現時点で土地利用が決定しているものでなく、今後の土地利用については、「可能性検討エリア」内において、企業の動向や関係者の意向及び土地利用の現況を考慮して具体的に検討します。

	抽出条件	主な設定理由
インフラ等の整備状況	インターチェンジの近傍 (概ね3kmの範囲)	・高速道路へのアクセス性の良さを重視 ・IC・SIC周辺における立地ニーズが強い ・IC・SICから5kmの範囲で市域を概ねカバー
	日本坂パーキングエリアの周辺	・一般道からでもPAの施設を利用可能な「ぶらっとパーク」が整備されている。
	国道、主要地方道路、都市計画道路、主要県道・市道の幹線沿い周辺	・幹線道路へのアクセス性の良さを重視 ・国道150号をはじめ、主要地方道路、都市計画道路、主要県道・市道が縦横断する。 ・幹線道路に接する一団の用地が存在する。
	焼津漁港・大井川港の近傍	・特定第3種漁港である焼津漁港、県内唯一の市営港である大井川港を有する。 ・漁業や水産業を発展させる新たな活用方法や港湾における新エネルギーの活用を検討
	地下水が豊富なエリア	・大井川の伏流水による豊富な地下水がある。
産業の集積状況	既存産業が集積するエリア及び工業団地の周辺	・多種多様な業種が集積するエリアが存在する。 ・工業団地の周辺における立地ニーズが存在する。 ・市街化調整区域の住環境等の保全の観点からも産業が集積するエリアや工業団地が立地する周辺へ誘導することが望ましい。
遊休地の集積状況	遊休地が集積するエリアの周辺	・養鰻池などの遊休地が存在する。 ・地域の住環境（雑草の繁茂等）に影響がある。 ・住環境に調和した土地利用が求められている。
国土利用計画、都市計画マスタープランの位置付け	国土利用計画の土地利用構想図及び都市計画マスタープランの基本方針図において位置づけられたエリアとその周辺	・土地利用における諸計画との整合を図る。
市街化区域との位置関係	市街化区域に隣接するエリア	・市街化区域に隣接するエリアは、市街化区域との連続性から一体的な土地利用が期待できる。
企業ニーズ調査等	市内企業ニーズ調査結果 開発事業者等ヒアリング結果	・調査等の結果を本ビジョンに反映させる。



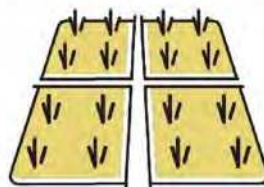
農地を産業用地として利用する場合の基本的方針

市街化調整区域で地元企業等の用地拡張に必要な産業用地を確保していくにあたっては、農業生産を十分に考慮することとし、農地を産業用地として利用する場合には、地権者、耕作者の意向を優先することを基本とします。

また、地域計画や農業振興地域整備計画を踏まえた農業振興を強化すべきエリアの農地の維持のため、下記のエリアについては、開発可能性検討エリアに含めないことを基本とします。

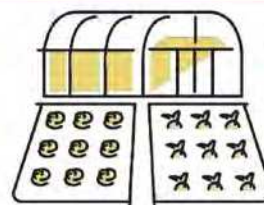
① 面的な基盤整備を予定しているエリア

農地中間管理機構関連農地整備事業による
面的な基盤整備が計画されているエリア



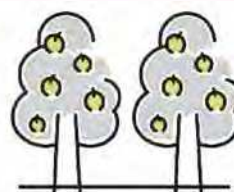
② 農地の集積・集約化が予定されているエリア

農地の集積・集約化に向けた検討が進んでいるエリア



③ 施設園芸、果樹栽培が広く集中しているエリア

産地形成を維持・振興するための施設園芸や果樹栽培が
広く集中しているエリア



④ 農業法人等を誘致するエリア

農業法人等の誘致が計画されているエリア



⑤ 田園・住宅のエリア

農業の振興及び住環境等の保全のために幹線道路から
奥に入る田園・住宅のエリア



⑦ 焼津市景観計画

【策定主体：焼津市 策定年次：平成 30 年 7 月】

景観づくりに関する基本的な方向性や考え方、景観誘導のルール、取組等を示すことにより、市民、事業者、行政等の協働による景観まちづくりを推進し、本市の良好な景観を保全、育成、活用することで、地域への誇りや愛着の醸成、生活環境の向上、まちの魅力や活力の創出などにつなげることを目的に策定する計画です。

⑧ 焼津市地域公共交通計画

【策定主体：焼津市 策定年次：令和 6 年 6 月】

公共交通の現状整理や利用状況等を分析することで、本市における公共交通の目指すべき役割を明確化し、将来のまちづくりと連携した望ましい公共交通ネットワークのあり方をまとめた計画です。

⑨ 焼津市地域防災計画

【策定主体：焼津市】

市民や一時滞在者などの生命や身体、財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、焼津市の地域に係る防災対策の大綱を定めた計画です。

⑩ 焼津市みどりの基本計画

【策定主体：焼津市 策定年次：平成 31 年 3 月】

自然環境の変化や、少子高齢化・人口減少などによる生活環境の変化に対応し、焼津市の豊かな緑の維持と創出に取り組むための計画です。

緑地の保全から公園緑地の整備、その他の公共公益施設及び民有地の緑化の推進における、緑全般について、将来あるべき姿とそれを実現するための施策を整理した総合的な計画です。

⑪ 第 3 次焼津市環境基本計画

【策定主体：焼津市 策定年次：令和 5 年 3 月】

環境保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民・事業者・市の取組を促進することを目的とし、「第 6 次焼津市総合計画」に掲げられている将来都市像を実現するために、環境面から施策を推進する役割を担う計画です。

(1)人口・世帯

全国的な動向① ●本格的な少子高齢・人口減少社会の到来

令和2年に実施された国勢調査によると、わが国の人口は約1億2,615万人、高齢化率は約28.7%となっています。

人口は、平成27年に1920年の調査開始以来初めて、人口減少に転じました。令和2年の調査では平成27年に比べ86万8千人、約0.7%減と引き続き人口減少となっています。また高齢化率は、平成27年に比べ約2ポイント増となっています。

今後は、さらに少子高齢・人口減少社会が進行し、令和32年には、人口は約1億469万人、高齢化率は約37.1%となることが推測されています。

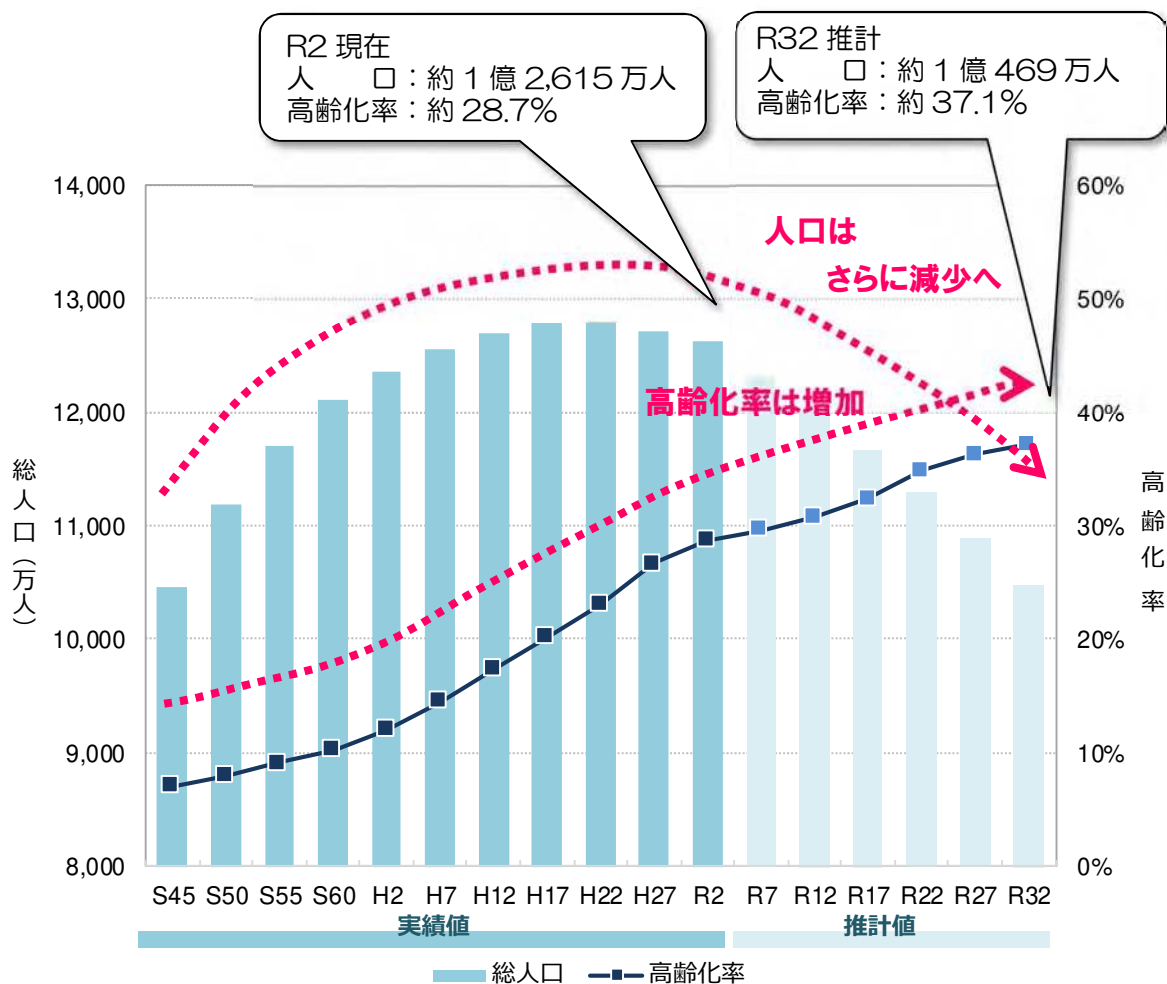


図. 日本の人口の推移及び将来推計人口

(資料:S45～R2は国勢調査、R7以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計値)

焼津市の現況①

- 人口は既に減少傾向
- 人口は豊田地域で大幅に増加、和田・東益津・焼津・大井川南地域で大幅に減少
- 令和2年の高齢化率が30%台へ
- H22より自然減、H24及びH25は大幅な社会減

令和2年国勢調査によると、焼津市の人口は約13万7,000人となっており、平成27年に比べ約1.9%減少しています。

今後も人口は減少し、令和27年には約11万人になることが推測されます。

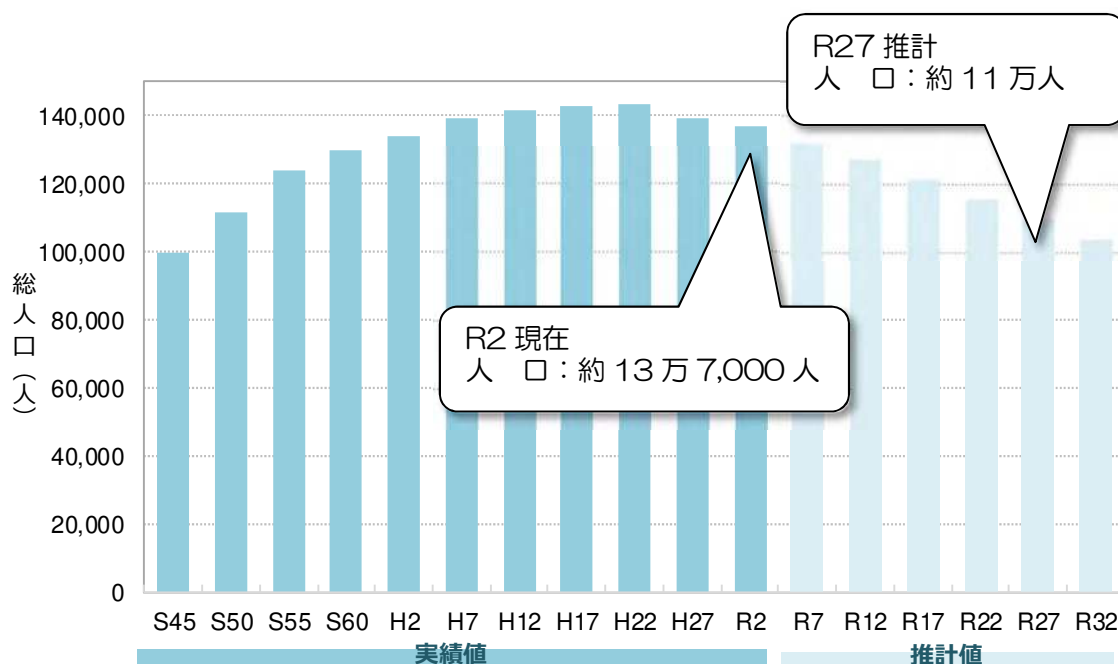


図. 焼津市の人口の推移及び将来推計値

（資料：S45～R2は国勢調査、R7以降は、国立社会保障・人口問題研究所による推計値）

令和2年国勢調査によると、焼津市の0～14歳人口割合は約12.2%であり、平成27年に比べ1.1ポイントの減となっています。

また、令和2年の65歳以上の人口割合（高齢化率）は約30.0%であり、平成27年に比べ2.2ポイントの増となっています。

今後、少子・高齢化の傾向はますます強まり、令和27年には、高齢化率が約39.0%になることが推測されます。



図. 焼津市の年齢階層別人口割合の推移及び将来推計値

（資料：H2～R2は国勢調査、R7以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計値）

平成 22 年～令和 2 年の 10 年間における地域別人口・世帯数の推移をみると、人口は豊田地域で大幅に増加している一方、和田・東益津・焼津・大井川南地域で大幅に減少しています。また世帯数は東益津地域を除くすべての地域で増加していますが、特に豊田地域で大幅に増加しています。

ただし、今後は、すべての地域で人口が減少に転ずることが推測されます。

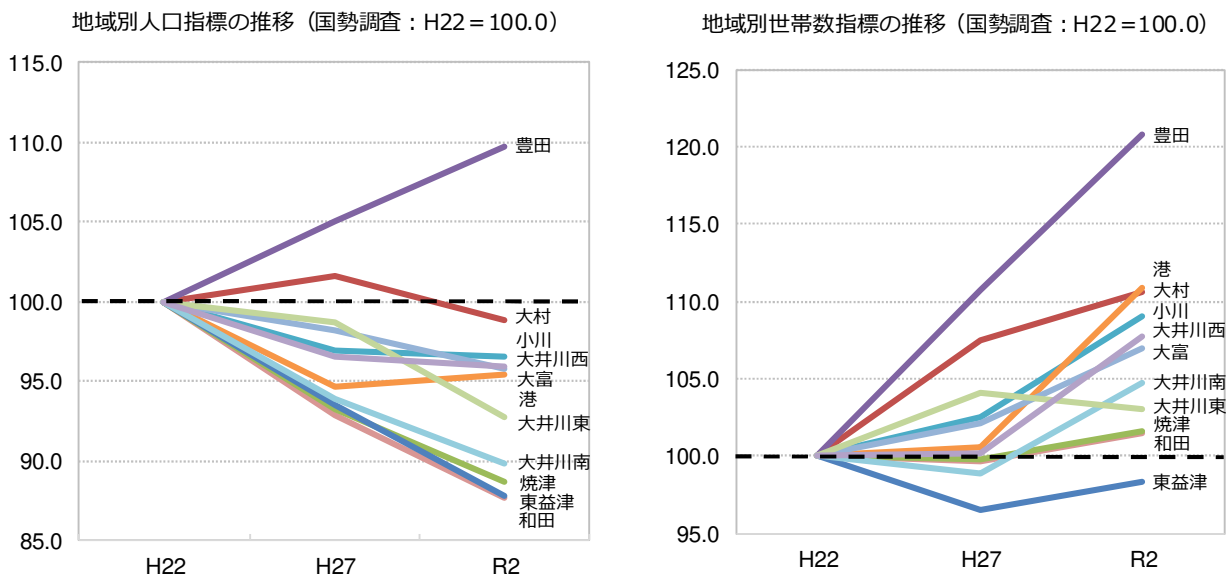


図. 地域別人口・世帯数指標の推移(資料:国勢調査)

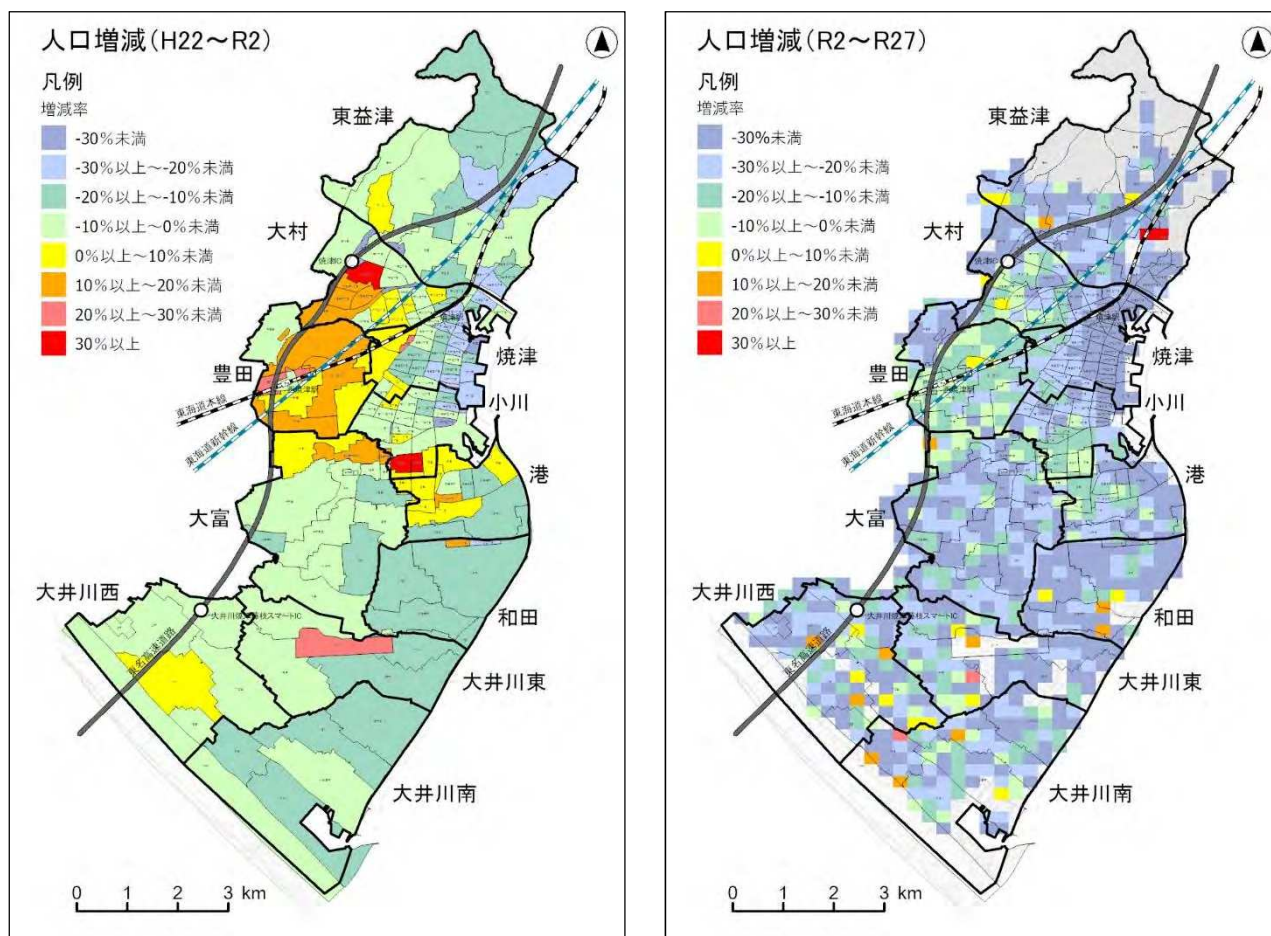


図. 地域別人口の増減率(資料:H22～R2は国勢調査、R2～R27 国立社会保障・人口問題研究所による推計値)

令和2年における地域別の高齢化率をみると、西焼津駅がある豊田地域は比較的高齢化率が低くなっていますが、他では30%を超える地域が少なくありません。

今後は高齢化が加速し、令和27年にはほとんどの地域で、高齢化率が30%を超える見込みです。

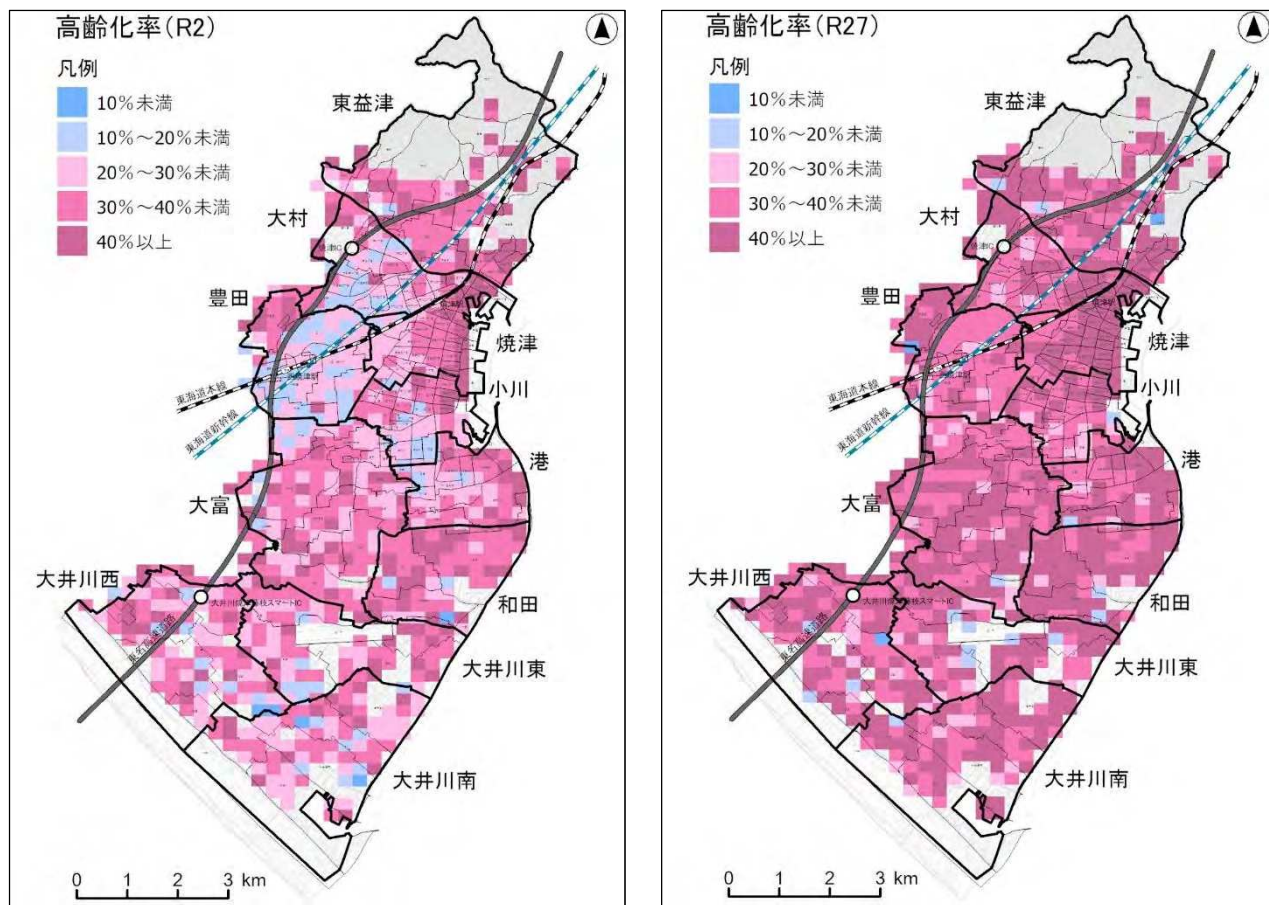


図. 地域別高齢化率(資料:R2は国勢調査、R27は国土数値情報 将来推計人口)

平成21年度～令和5年における焼津市の自然増減をみると、平成22年度以降、死亡者数が出生者数を上回る「自然減」の状態が続いています。また社会増減については、転出数が転入数を上回る「社会減」の傾向が平成23年度から平成29年まで続きました。しかし、平成30年からは令和3年を除いて「社会増」へ回復の傾向が見られます。

焼津市が平成25年度に実施した転出者アンケートによると、大部分が藤枝市または静岡市に転出しているほか、30代を中心とする子育て世代の転出が多くなっています。

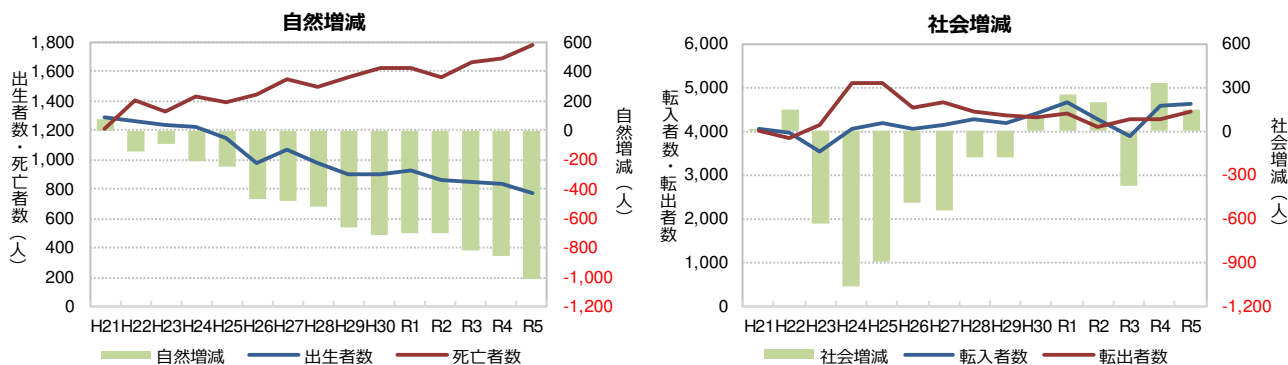


図. 焼津市の自然動態・社会動態の推移

(資料:総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数)※H24までは年度集計、H25以降は暦年集計

(2)産業

全国的な動向② ●産業構造の変化、産業活力の低下

わが国の産業は、経済のグローバル化に伴う国際競争、地域間競争にさらされた結果、主力産業であった自動車などの製造業の競争力が低下し、関連工場が海外に移転するなど、産業の空洞化が現実のものとなっています。

さらに、平成 20 年には、100 年に一度とも謳われた世界的金融経済危機によって、わが国の産業は輸出関連産業を中心に大きな打撃を受け、雇用情勢の悪化や法人税収入の低下などを招きました。

また、大規模な企業や工場が閉鎖・移転した跡地が、商業施設用地や娯楽施設用地として使われたり、遊休地として残ったりするなど、都市の姿や人の流れが大きく変わる要因となっています。

平成 23 年に発生した東日本大震災による津波災害や原子力発電所事故により、製造業の調達・生産・流通・販売の一連の流れが機能しなくなるなどの影響が生じました。このため、災害リスクを回避する企業ニーズが急速に高まり、沿岸部から内陸部への移転を検討するなど、企業立地動向にも大きな影響を及ぼしています。

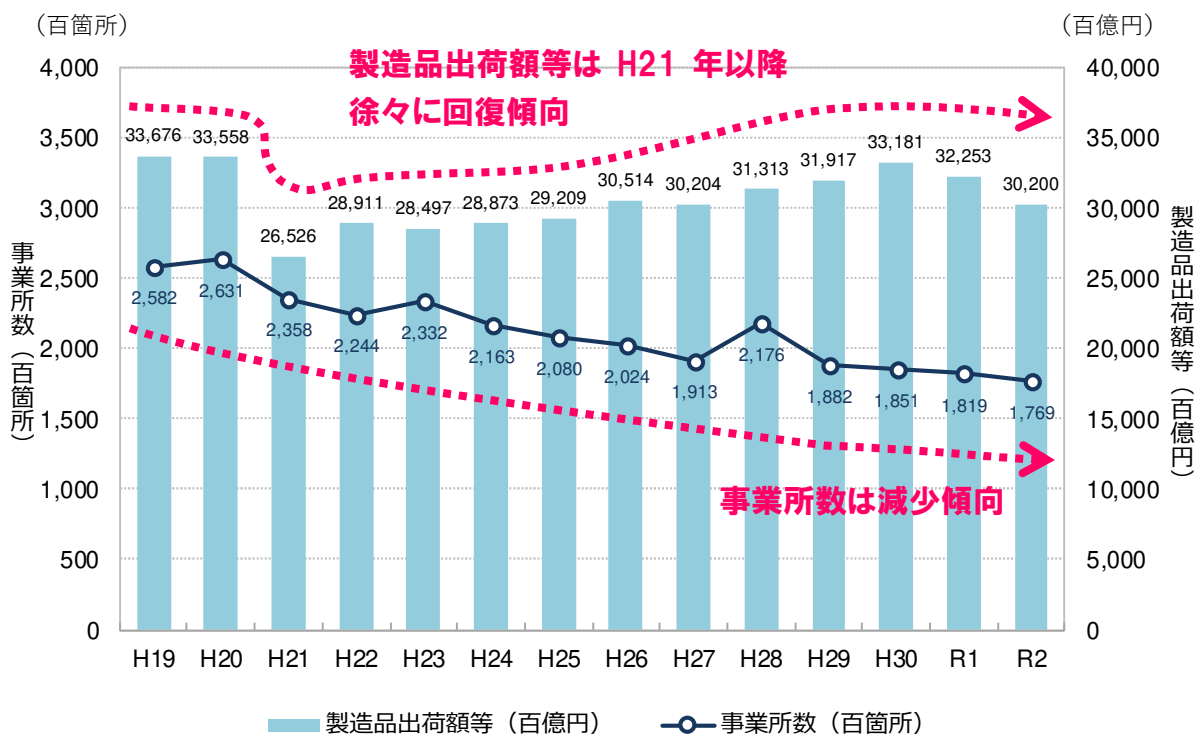


図. 全国の製造業事業所数・製造品出荷額等の推移(資料:経済センサス)

焼津市の現況②

- 就業者数は減少傾向、全体の 50%以上が第3次産業就業者
- 製造品出荷額等は H28 をピークに横ばい、商品販売額は経年的に減少
- 観光交流客数はコロナ禍以降回復傾向、大部分は日帰り客

国勢調査によると、焼津市の産業別就業者数は減少が続いており、特に平成 22 年は大幅に減少しています。産業別にみると、第 1 次産業と第 2 次産業は経年的に減少しており、第 3 次産業は H22 に減少に転じています。産業別就業者割合は、全体の 50%以上が第 3 次産業就業者となっています。

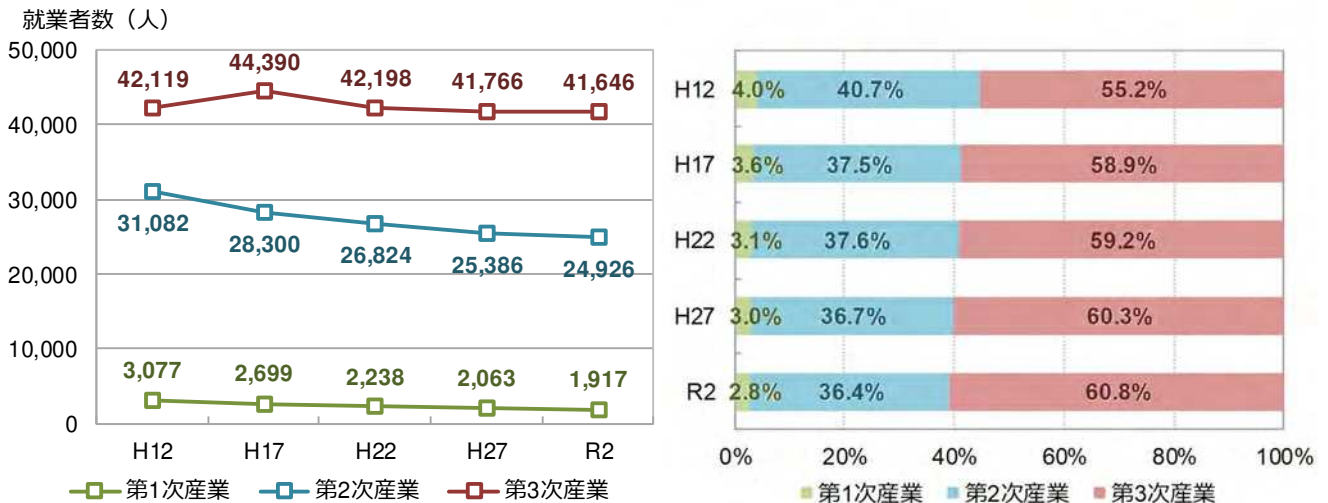


図. 焼津市の産業別就業者数・就業者割合の推移(資料:国勢調査)

工業統計調査等によると、焼津市の製造業における事業所数は経年的に減少傾向にあります。従業者数は、減少と増加を繰り返し、ゆるやかな回復傾向がみられます。

製造品出荷額等は、平成 26 年まで減少傾向にありましたが、平成 27 年に増加に転じ、以降ほぼ同程度の出荷額を維持しています。

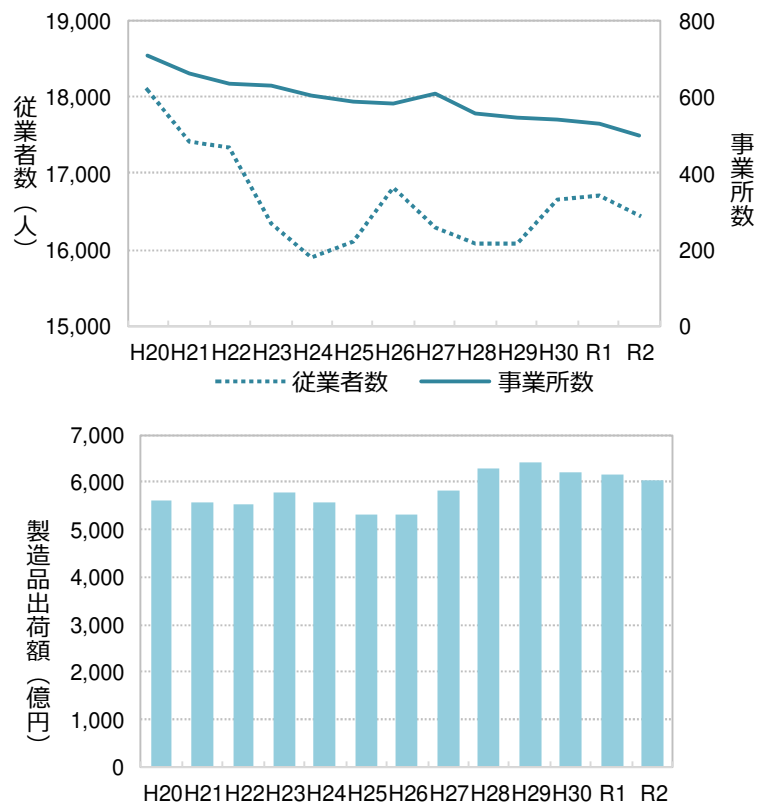


図. 焼津市の製造業事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移
(資料: H23, H27 は経済センサス、その他は工業統計調査)
※製造品出荷額等は、デフレーター補正值(R2=100.0)

商業統計調査等によると、焼津市の商業の従業者数及び事業所数は、平成 24 年まで減少が続いていました。平成 26 年以降は、事業所数はほぼ同程度の規模を維持しており、従業者数は増加傾向にあります。

また、商品販売額については、平成 24 年まで減少傾向が続き、平成 26 年以降増加傾向に転じましたが、令和 3 年に減少しました。

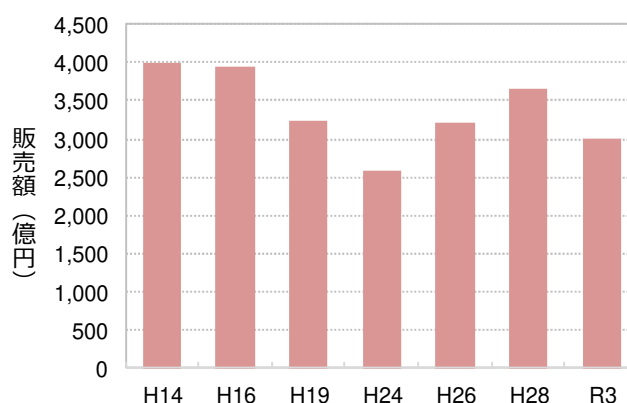
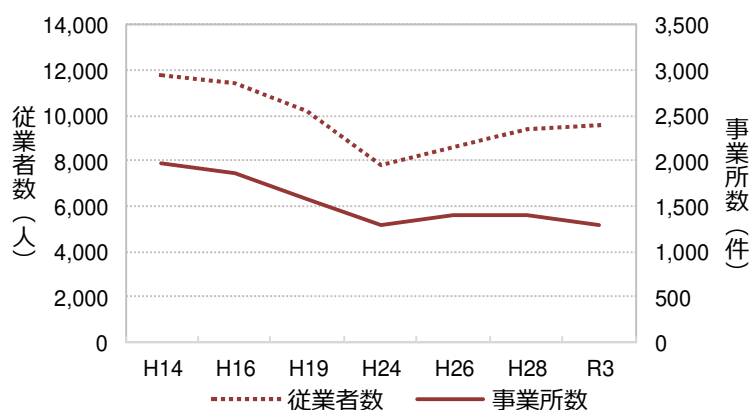


図. 焼津市の商業事業所数・従業者数・商品販売額の推移
(資料: H14、H16、H19、H26 は商業統計調査、
H24、H28、R3 は経済センサス)
※商品販売額は、デフレーター補正值(R2=100.0)

焼津市の観光交流客数は、大半は観光レクリエーション客数（日帰り客）となっており、宿泊客数とともに、平成 24 年から令和元年までは、ほぼ同水準を維持していました。

令和 2 年には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により観光交流客数は大きく減少しましたが、令和 5 年に新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行したことから回復傾向がみられます。

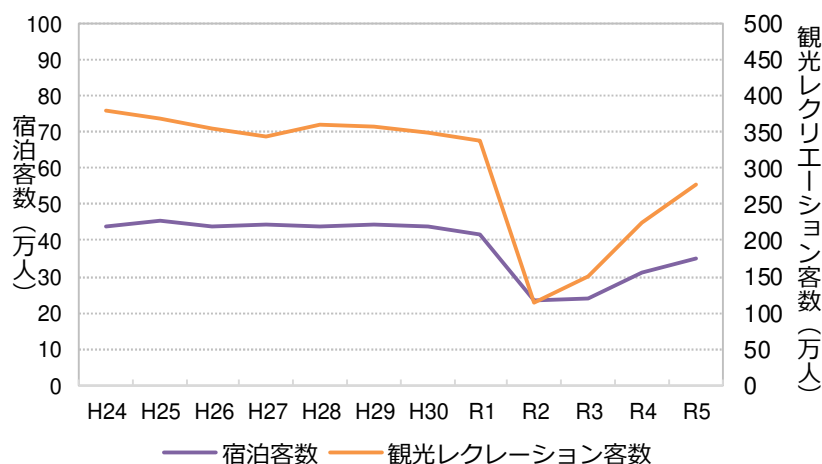


図. 焼津市の観光交流客数の推移(資料: 静岡県観光交流の動向)

(3)市街地の進展

全国的な動向③ ●人口増加を背景とした郊外開発に伴う、低密度市街地の形成

都市的地域を表すD I Dの面積は、昭和 35 年から昭和 55 年までの間に約 2.6 倍に増加しました。一方、この間のD I D人口は 1.7 倍の増加であったことから、D I D人口密度は昭和 35 年の 10,563 人/km²から昭和 55 年の 6,983 人/km²まで急速に低下することになりました。このことから、ほぼ高度成長期にあたる同期間に、都市への人口集積と都市的地域の拡大が進む中で、D I D人口密度は低下し、人口が分散してきたことがわかります。

近年、D I D面積の増加は緩やかとなっていますが、特に地方都市における人口減少を受け、都市によってはD I D面積の増加が収まる中で、D I D人口の減少を主因としてD I D人口密度の減少が続いているところもあります。地方都市では、今後も人口減少が見込まれていることから、D I D人口密度の低下傾向はさらに強まる可能性があります。

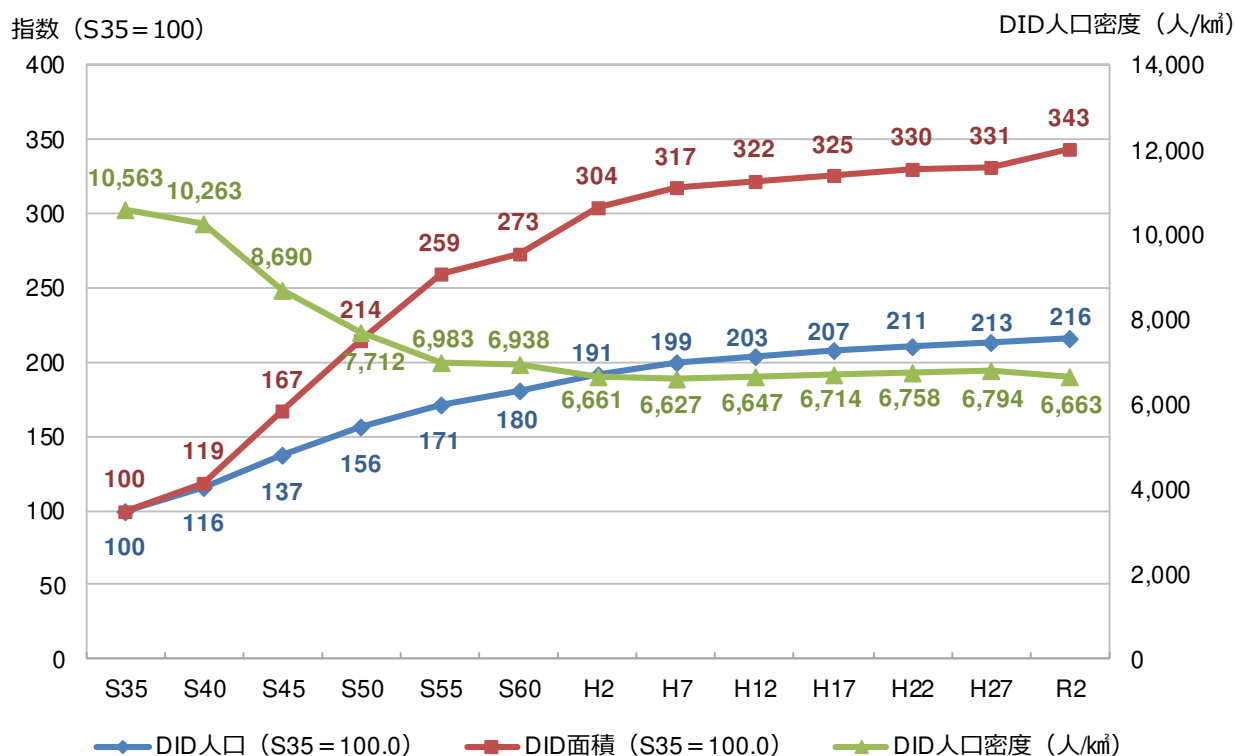


図. 全国のDID人口指数・DID面積指数・DID人口密度の推移(資料:国勢調査)

焼津市の現況③

●市街地の拡散・低密度化

●市街地縁辺部や郊外への立地傾向が強い大規模小売店舗

焼津市のD I D面積は H22 年まで増加しているのに対し、D I D人口密度は低下していました。このことから、焼津市においては、全国的な傾向と同様、市街地の拡散・低密度化が進行したと言えますが、近年はどちらも横ばいで経過しています。

焼津市では、昭和 35 年に焼津駅周辺及び焼津漁港にかけての周辺一帯がD I Dの指定を受けました。その後、高度成長期の人口増加を背景にD I Dが拡大し、近年では、特に藤枝市に隣接する西焼津駅周辺や、現在土地区画整理事業が行われている焼津市南部地区周辺への拡大が顕著になっています。

また、近年、大型小売店は市街地縁辺部や郊外での立地傾向が強くなっており、D I Dの拡大と関連性が強いことがうかがえます。

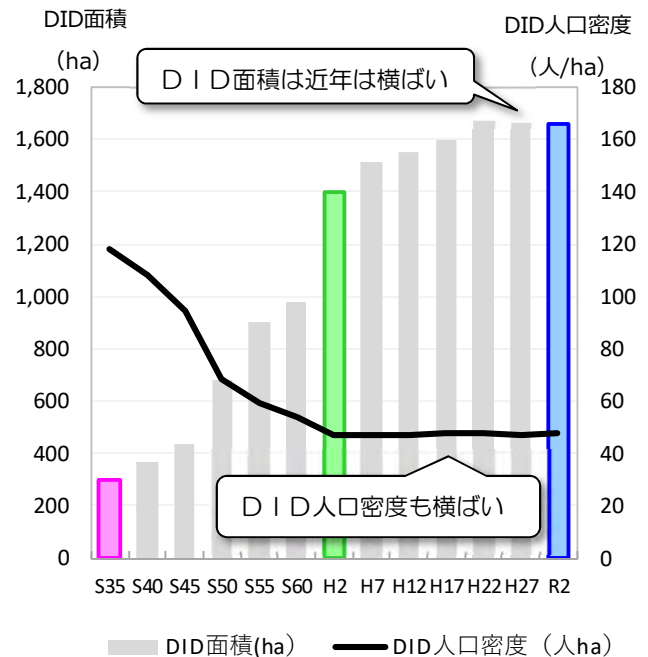


図. 焼津市のDID面積・DID人口密度の推移
(資料: 国勢調査)

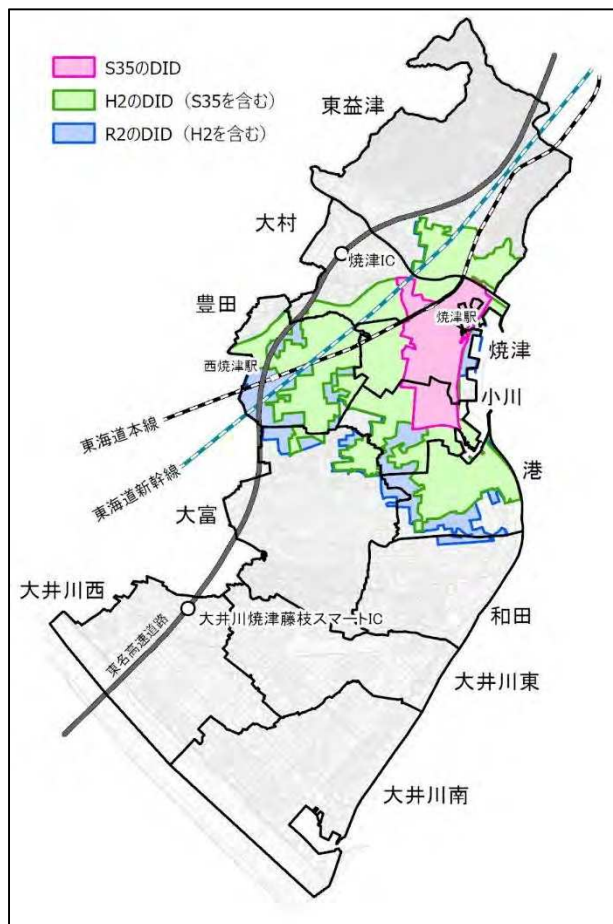


図. 焼津市におけるDIDの拡大状況
(資料: 国勢調査)

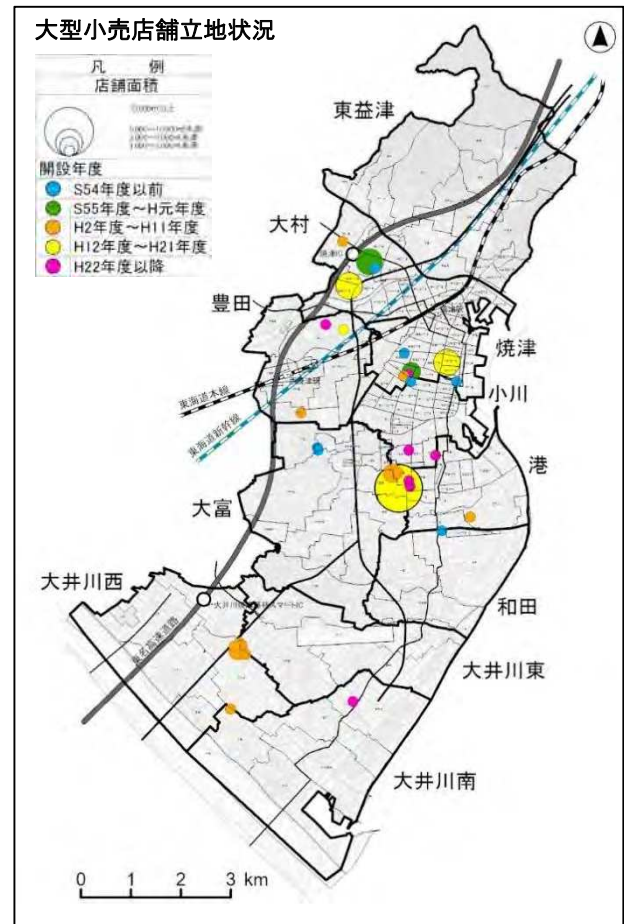


図. 焼津市における大型小売店の立地状況
(資料: 全国大型小売店総覧)

(4)交通

全国的な動向④ ●自動車への過度な依存

戦後わが国は急速な経済成長を遂げ、工業力の高まりに伴って多くの自動車が生産・供給されました。自動車は便利で快適な移動手段として国内に広く普及し、今日では生活に欠かせないものになっています。

全国都市交通特性調査による代表交通手段分担率の推移をみると、移動手段に自動車を利用する割合が年々上昇しているのに対し、公共交通を利用する割合は年々低下しています。令和3年では、公共交通（鉄道・バス）の利用割合は全国で約16.6%と低い水準となっていますが、地方都市圏では、全国の水準を大きく下回る約6.3%となっています。

このように、わが国では、公共交通利用率が低く自動車交通利用率が高い「クルマ社会」が形成されています。公共交通利用率の低下は公共交通事業者の不採算路線からの撤退を招く可能性が高く、地方都市を中心に公共交通サービスの維持が課題になっています。

今後、ますます高齢化が進展する中、移動手段に限られる高齢者にとっては、公共交通サービスの維持・充実が必要不可欠であり、過度に自動車に依存しない社会の形成が求められています。

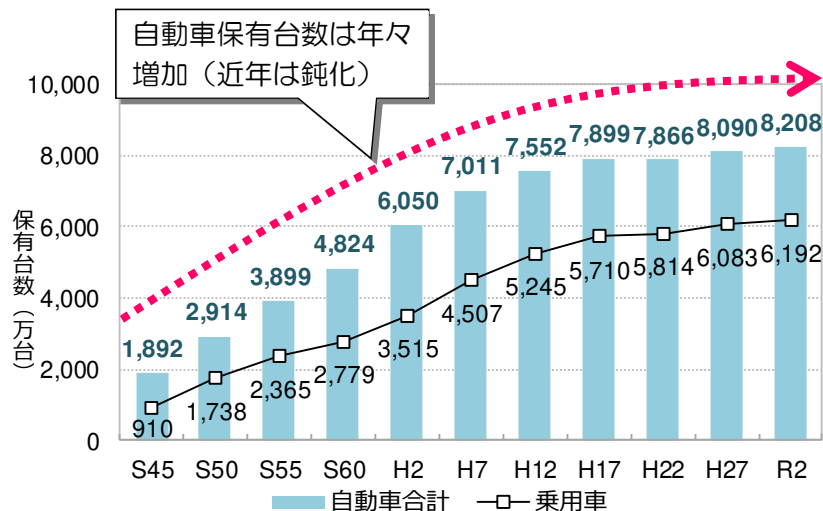


図. 全国の自動車保有台数の推移(資料:(財)自動車検査登録情報協会資料)

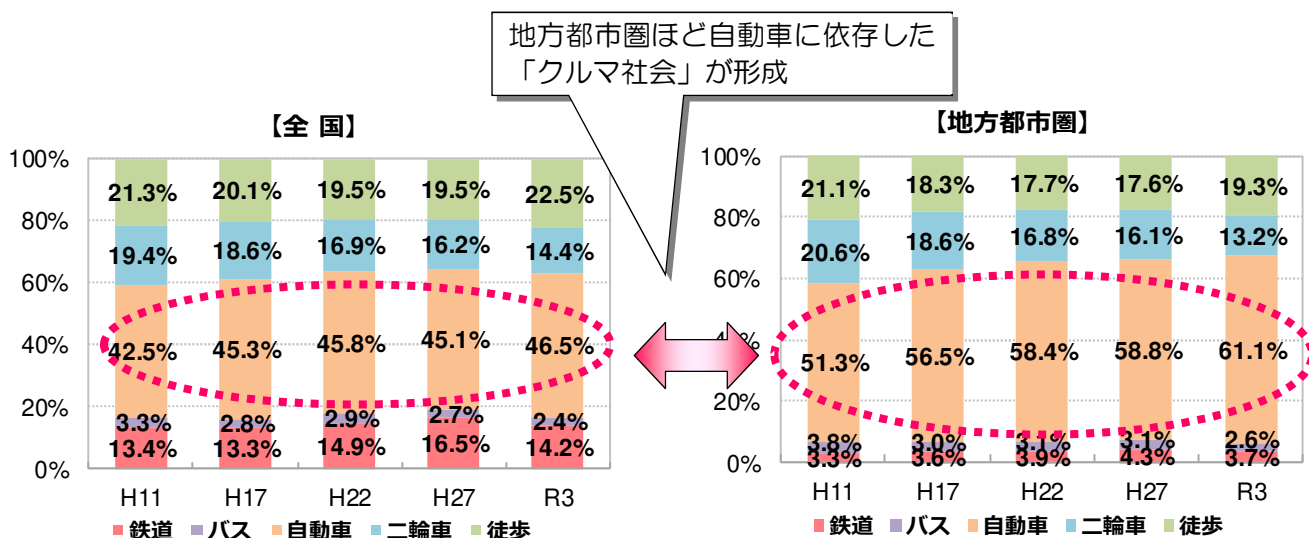


図. 全国及び地方都市圏の代表交通手段分担率の推移(資料:全国都市交通特性調査)

焼津市の現況④

●移動手段の大部分が自動車に依存、極端に低い公共交通利用率

焼津市の自動車交通分担率は約 68.2%であり、自動車依存度が高いとされる地方都市圏と比較しても、また近隣主要都市と比較しても高い水準となっています。

平成 24 年の焼津駅及び西焼津駅における鉄道利用状況は、焼津駅が 9,849 人/日、西焼津駅が 5,975 人/日で、焼津駅における利用が多くなっています。しかし、経年的にみた利用者数は、両駅ともに減少傾向にあり、特に焼津駅で大きく減少しています。

路線バス及び自主運行バス利用者数は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、令和 2 年度に大きく減少しました。

その後、大井川地区において、令和 3 年度末に自主運行バス 1 路線を廃止し、令和 4 年度より路線バスの焼津大島線を延伸するとともに、デマンド型乗合タクシーの運行を開始しました。

全体としては、利用者数はコロナ禍前の 9 割程度まで回復している状況です。

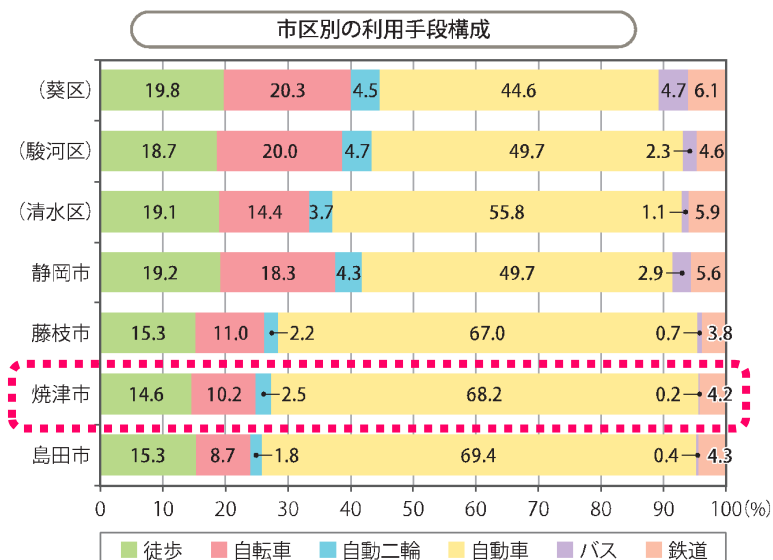
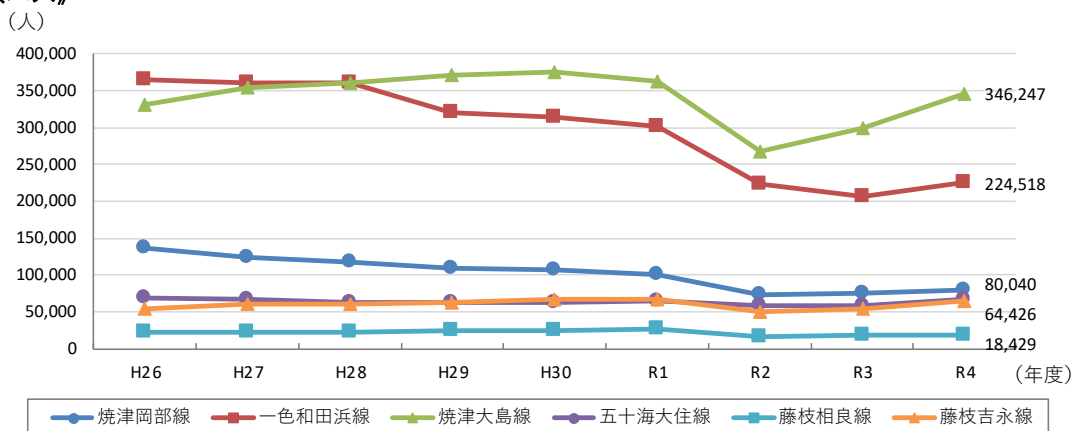


図. 静岡中部都市圏における代表交通手段分担率
(資料: 第4回静岡中部都市圏パーソナルトリップ調査)

《路線バス》



《自主運行バス》

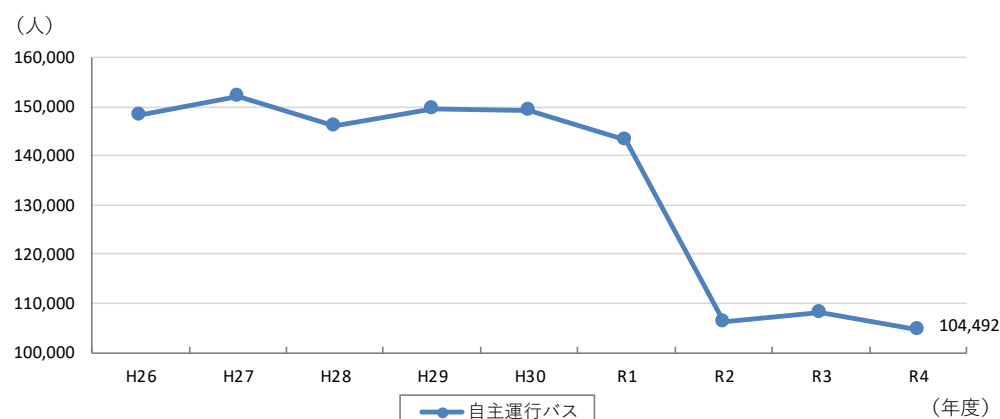


図. 焼津市における路線バス・自主運行バス利用者数の推移(資料: 統計やいづ)

(5)防災

全国的な動向⑤ ●大規模災害に対する意識の高まり

わが国は豊かな自然に恵まれている一方で、自然災害が頻繁に発生しています。特に近年では、ゲリラ豪雨や、台風の強度増大などにより、洪水被害や土砂災害などが心配されています。

わが国は世界でも類をみないほどの地震大国であり、平成7年の阪神・淡路大震災や平成23年の東日本大震災などでは、建物の倒壊、延焼、津波によって甚大な被害が生じ、多くの尊い人命が失われました。

多くの災害リスクを抱えているわが国では、災害から国民の生命と財産を守ることが最重要であり、災害による被害を防ぐ「防災」と、被害想定のもとで被害の低減を図る「減災」の両面から安全・安心を確保することが求められています。

焼津市の現況⑤ ●地震・津波対策の推進

約15.5kmの海岸線を有する焼津市では、想定される地震・津波に対して「命を守る」、「財産を守る」、「生産活動を守る」ことを最重要課題としており、安心・安全に暮らせるまちの実現を目指して、国・県・市・市民の関わりのもと、ハード・ソフト両面のさまざまな施策を展開しています。

このうち、海岸堤防の強靱化や漁港の津波対策などの施設整備を行うことにより、静岡県が平成25年に公表した「第4次地震被害想定」におけるレベル1※に対して顕著な減災効果が発現、津波による居住区への浸水はゼロになるものと想定しています。

調査検討・事業実施中の地震・津波対策

《主要な対策》

- 海岸堤防の強靱化
- 二級河川水門の耐震化(石脇川水門・石脇川新水門・梅田川水門・栃山川水門)
- 焼津漁港の津波対策
- 藤守川の津波対策
- 大井川港の津波対策

《その他の対策》

- 津波避難空白域の解消
- 地域の防災力向上に向けた支援策
- 津波被害を踏まえた土地利用

※レベル1

- ・東海地震、東南海地震、南海地震の連動を想定したもので、「発生頻度が比較的高く、発生すれば、大きな被害をもたらす地震・津波」のこと。



図. レベル1最大浸水深図【津波対策前・後】

(6)環境

全国的な動向⑥ ●低炭素社会、資源循環型社会の形成

近年、地球温暖化の危惧が強まっています。地球温暖化は、産業や交通などの都市活動から排出される二酸化炭素等の温室効果ガスの蓄積によって進行すると言われており、これによる気候変動が、自然災害リスクを高めているとして懸念されています。

また、わが国では、諸外国に比べ石油や天然ガスなどのエネルギー資源が乏しく、その多くを輸入に頼っている状況であることから、エネルギーの安定供給が大きな課題となっています。エネルギーの安定確保のためにも、また温室効果ガスの発生抑制のためにも、エネルギーの省力化やクリーンエネルギーへの転換などが提唱されています。



図. 我が国の CO2 部門別排出量の推移(電気・熱配分後)
(資料:2022年度の温室効果ガス排出・吸収量 / 環境省・国立環境研究所)

焼津市の現況⑥ ●温室効果ガス削減の取組推進

焼津市における温室効果ガスの排出量は、年間1,000千t前後で推移しており、産業部門が全体の約4割と大部分を占めています。

近年、排出量は全体的に減少傾向にあり、焼津市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、2022（令和4）年3月に「焼津市役所地球温暖化防止実行計画（事務事業編）－第6期計画－」を策定し、市役所の事務事業から発生する温室効果ガスの削減に取り組んでいます。



図. 焼津市全域からの温室効果ガス排出量の推移
(資料:第3次焼津市環境基本計画)

温室効果ガス削減に向けた取組 (第2次焼津市環境基本計画より)

《市が進める取組》

- ・自転車利用、利便性の高い公共交通ネットワークの構築の検討など

《市民・事業者が進める取組》

- ・自転車や徒歩による移動、公共交通機関の利用など

(7)都市経営

全国的な動向⑦ ●持続可能な都市経営への舵取り

少子高齢・人口減少社会の本格的到来を背景に、生産年齢人口（15歳～64歳）の減少による税収入の低下、老年人口（65歳以上）の増加による社会保障関連支出の増大など、都市経営に活用可能な財源が限られてくることが予想されています。

都市や地域の活力を生み出す取組は必要ですが、従来の整備・開発に重点を置いた取組のみでは、財政上、都市を持続させることは難しくなっています。

一般的に人口密度が低いほど、市民1人あたりの行政コストは増大すると考えられており、適正な人口密度を維持した上で、必要な箇所に必要なだけの公共投資を行う、持続可能な都市経営への転換が求められています。

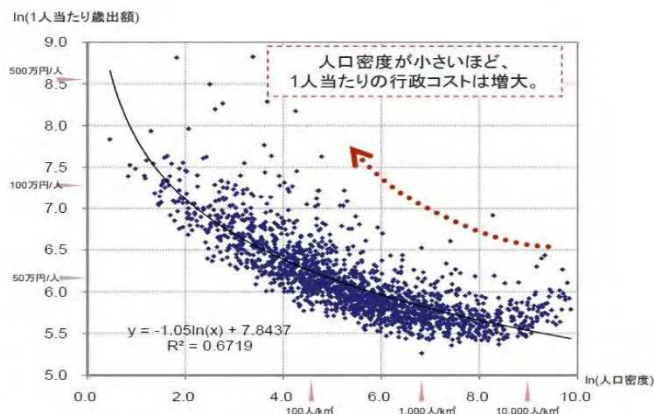


図. 人口密度と1人あたり行政コストとの関係
(資料:国土審議会 第3回長期展望委員会資料)

焼津市の現況⑦ ●増加傾向にある義務的経費、減少傾向にある投資的経費

焼津市の歳出をみると、義務的経費、投資的経費ともに平成28年以降増加傾向にあったものの、令和4年に減少に転じています。

また、焼津市では、将来にわたり安心、安全で真に必要な公共施設サービスを市民に提供していくため、市全体の公共施設の現状を明らかにした「焼津市公共施設白書」を策定しており、令和6年度に最新版が公表されています。さらに平成26年3月に「焼津市公共施設マネジメント基本計画」を策定し、令和4年3月に改定を行っています。将来の焼津市を見据えた総合的な視点での公共施設の最適化に向けた取組を始めています。

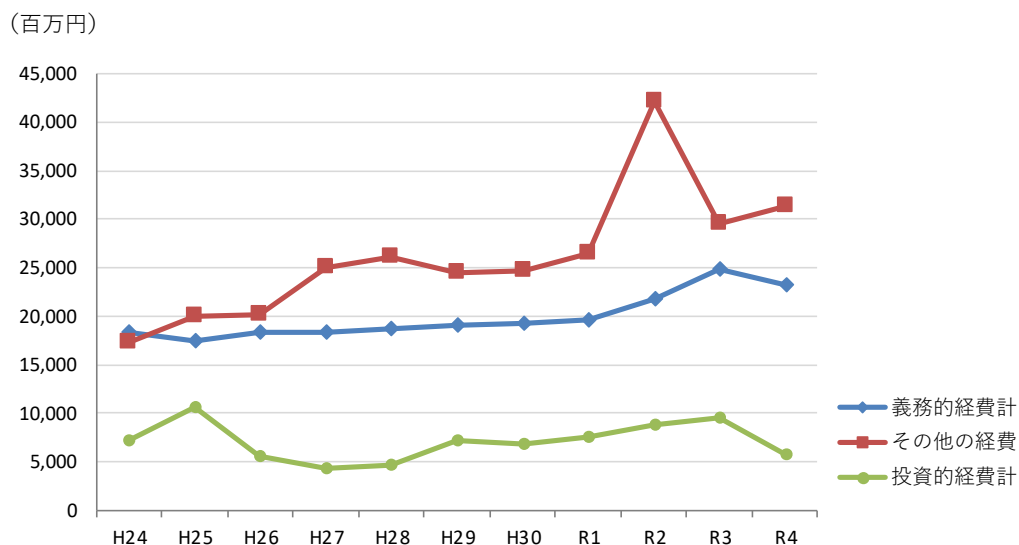


図. 性質別決算額の推移(資料:静岡県財政状況資料集)

(8)協働のまちづくり

全国的な動向⑧ ●多様な担い手による協働のまちづくり、エリアマネジメント

国民が、ゆとり・豊かさ・安心を実感して暮らすことができる社会の実現を目指して、平成18年12月に地方分権改革推進法が成立しました。

地方分権改革によって、地方の責任はより明確になり、今まで以上に地方の自主性・自立性が求められることになります。

地方自治体には、市民や住民が主体的に行政運営に参画できる機会をつくることが求められており、市民や住民には、まちに愛着と誇りをもって積極的に行政運営に関わっていく姿勢が求められています。

まちづくりには、行政のみでなく、市民や住民、事業者、NPO等の多様な主体の‘関わり’が重要になっています。「エリアマネジメント」などのまちづくり活動を通して、それぞれが対等な立場で協力することが必要となっています。

焼津市の現況⑧ ●自治基本条例の制定

焼津市では、市民・議会・行政の三者が「目指すまちの姿」を共有し、協働によるまちづくりを行うため、平成26年3月に「焼津市自治基本条例」を制定しています。

「焼津市自治基本条例」では、市民・議会・行政の役割を明確化した上で、市民参加と協働の仕組みについて、必要な事項を定めています。

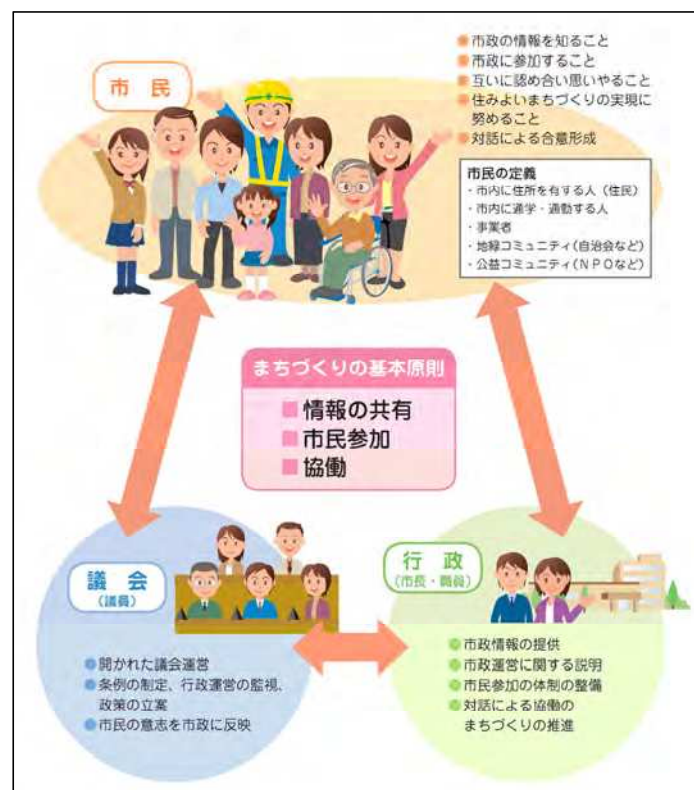


図. まちづくりにおける市民、議会、行政の役割
(資料:焼津市自治基本条例パンフレット)

(9)土地利用

焼津市の現況⑨

- 都市計画区域の約4割、市街化調整区域の5割以上が自然的土地利用
- 市街化調整区域の既存集落や主要な道路沿いに宅地と農地が混在
- 規模の大きい開発は市街化調整区域や市街化区域の南部で実施

都市計画区域の土地利用は、自然的土地利用が42%、都市的土地利用が58%となっています。市街化区域では、住宅用地（38.8%）が最も多く、次いで道路用地（19.3%）、工業用地（13.0%）の順となっています。都市的土地利用が約9割を占めており、宅地（住宅用地、商業用地、工業用地、農林漁業用施設用地）の割合は58.3%を占めるなど、市街化が進展している状況です。

一方、市街化調整区域では、田（23.2%）が最も多く、次いで住宅地（14.5%）、山林（12.4%）の順となっています。また、自然的土地利用が5割以上を占めており、農地（田、畑）の割合は30.8%で宅地よりも多い割合となっています。

表 市街化区域と市街化調整区域の土地利用現況

用途			都市計画区域		市街化区域		市街化調整区域	
			面積	割合	面積	割合	面積	割合
自然的土地利用	田		1,204.7ha	17.1%	57.0ha	2.7%	1,147.7ha	23.2%
	畑		421.3ha	6.0%	46.9ha	2.2%	374.4ha	7.6%
	農地 小計		1,626.0ha	23.1%	103.9ha	5.0%	1,522.1ha	30.8%
	山林		615.1ha	8.7%	1.9ha	0.1%	613.2ha	12.4%
	水面		156.0ha	2.2%	23.5ha	1.1%	132.5ha	2.7%
	自然地		431.9ha	6.1%	8.4ha	0.4%	423.5ha	8.6%
	その他の自然的土地利用		122.3ha	1.7%	11.8ha	0.6%	110.5ha	2.2%
	自然的土地利用 小計		2,951.4ha	42.0%	149.6ha	7.2%	2,801.8ha	56.7%
都市的土地利用	住宅用地		1,528.3ha	21.7%	809.3ha	38.8%	719.0ha	14.5%
	商業用地		210.0ha	3.0%	134.9ha	6.5%	75.0ha	1.5%
	工業用地		623.2ha	8.9%	270.7ha	13.0%	352.5ha	7.1%
	農林漁業施設用地		43.6ha	0.6%	1.4ha	0.1%	42.2ha	0.9%
	宅地 小計		2,405.0ha	34.2%	1,216.3ha	58.3%	1,188.7ha	24.0%
	公共・公益施設用地		373.1ha	5.3%	160.7ha	7.7%	212.4ha	4.3%
	道路用地		930.5ha	13.2%	403.3ha	19.3%	527.2ha	10.7%
	交通施設用地		54.9ha	0.8%	33.8ha	1.6%	21.1ha	0.4%
	その他の公的施設用地		76.0ha	1.1%	0.0ha	0.0%	76.0ha	1.5%
	その他の空地		240.0ha	3.4%	124.0ha	5.9%	116.0ha	2.3%
	都市的土地利用 小計		4,079.6ha	58.0%	1,938.1ha	92.8%	2,141.5ha	43.3%
合 計			7,031.0ha	100%	2,087.7ha	100%	4,943.3ha	100%
可住地			4,182.2ha	59.5%	1,036.1ha	49.6%	3,146.1ha	63.6%
非可住地			2,848.8ha	40.5%	1,051.6ha	50.4%	1,797.2ha	36.4%

資料：R4 都市計画基礎調査

土地利用の分布をみると、焼津駅を中心とした市街化区域では、住宅用地が広範囲に分布し、商業用地や公益施設用地が点在しています。大規模な工業用地は、西焼津駅の南側や大井川周辺に集積しており、焼津IC周辺では、主要地方道の沿線に商業用地や工業用地が立地しています。

市街化調整区域では、農地（田、畑）が広範囲に分布しているが、既存集落や主要な道路沿いに宅地との混在が多く見られます。

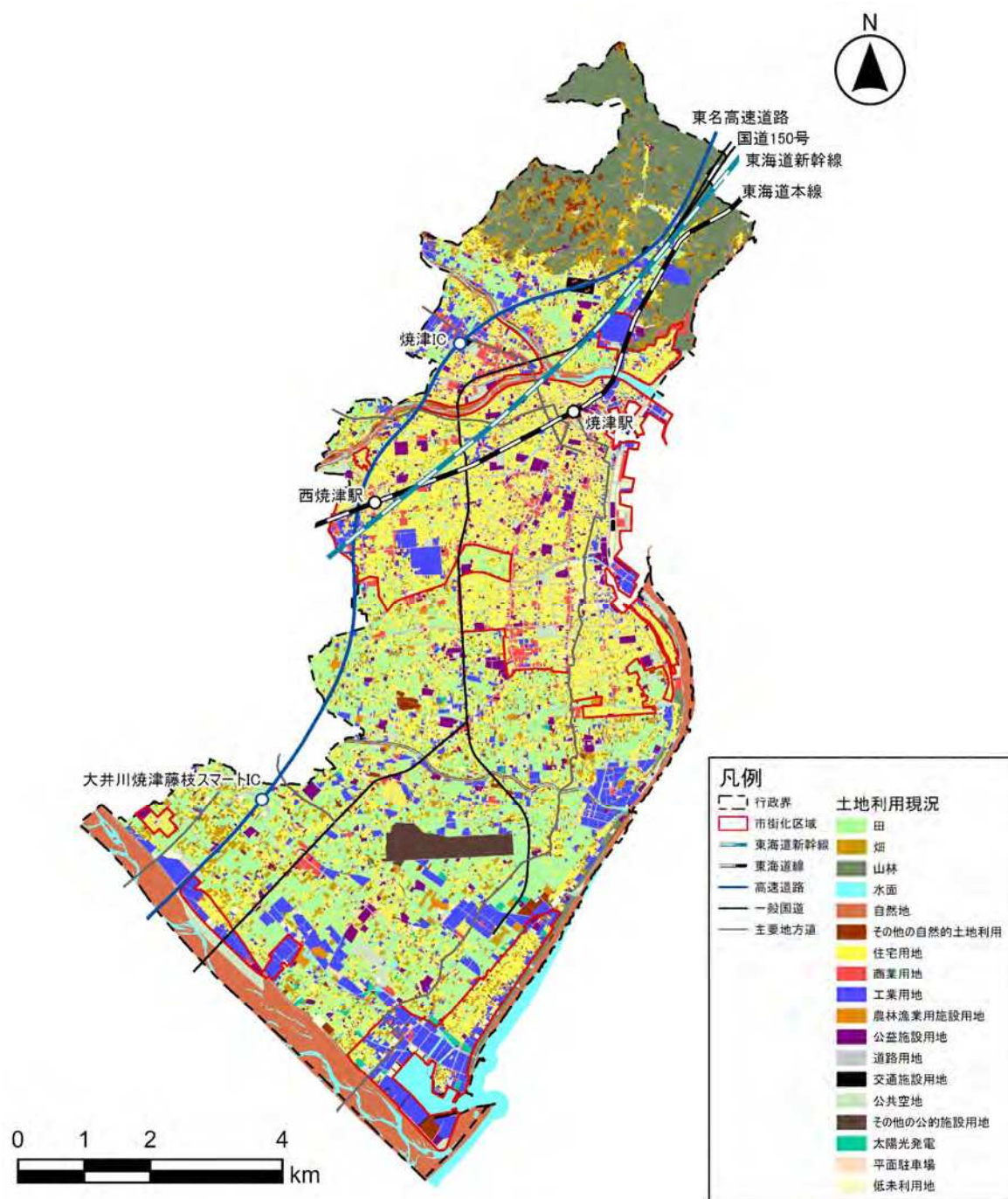


図. 土地利用現況(資料:R4都市計画基礎調査)

市街地整備状況図を見ると、土地区画整理事業については、焼津市南部と会下ノ島石津土地区画整理事業が施行中となっています。その他の地区は事業が完了しています。

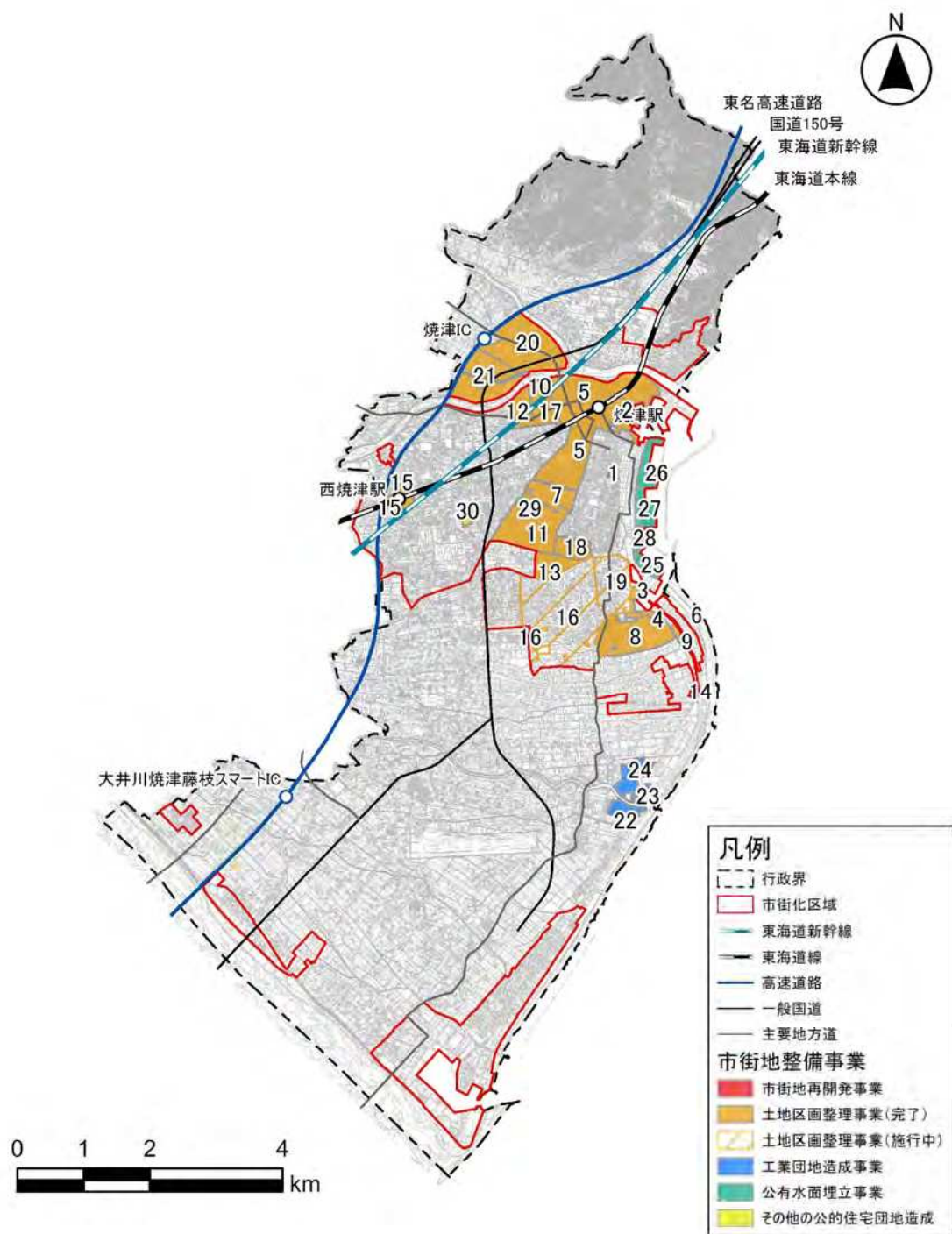


図. 市街地整備状況(資料:R2都市計画基礎調査)

開発許可の分布をみると、住宅用途の開発は市内全域に点在しているが、規模の大きい開発は市街化調整区域や南部の市街化区域で実施されています。

商業用途の開発は、大規模商業施設であるグランリバー大井川を除くと、市街化区域内を中心に小規模な開発が点在しています。

工業用途の開発は、大規模な開発が多く、市北部や南部で実施されています。

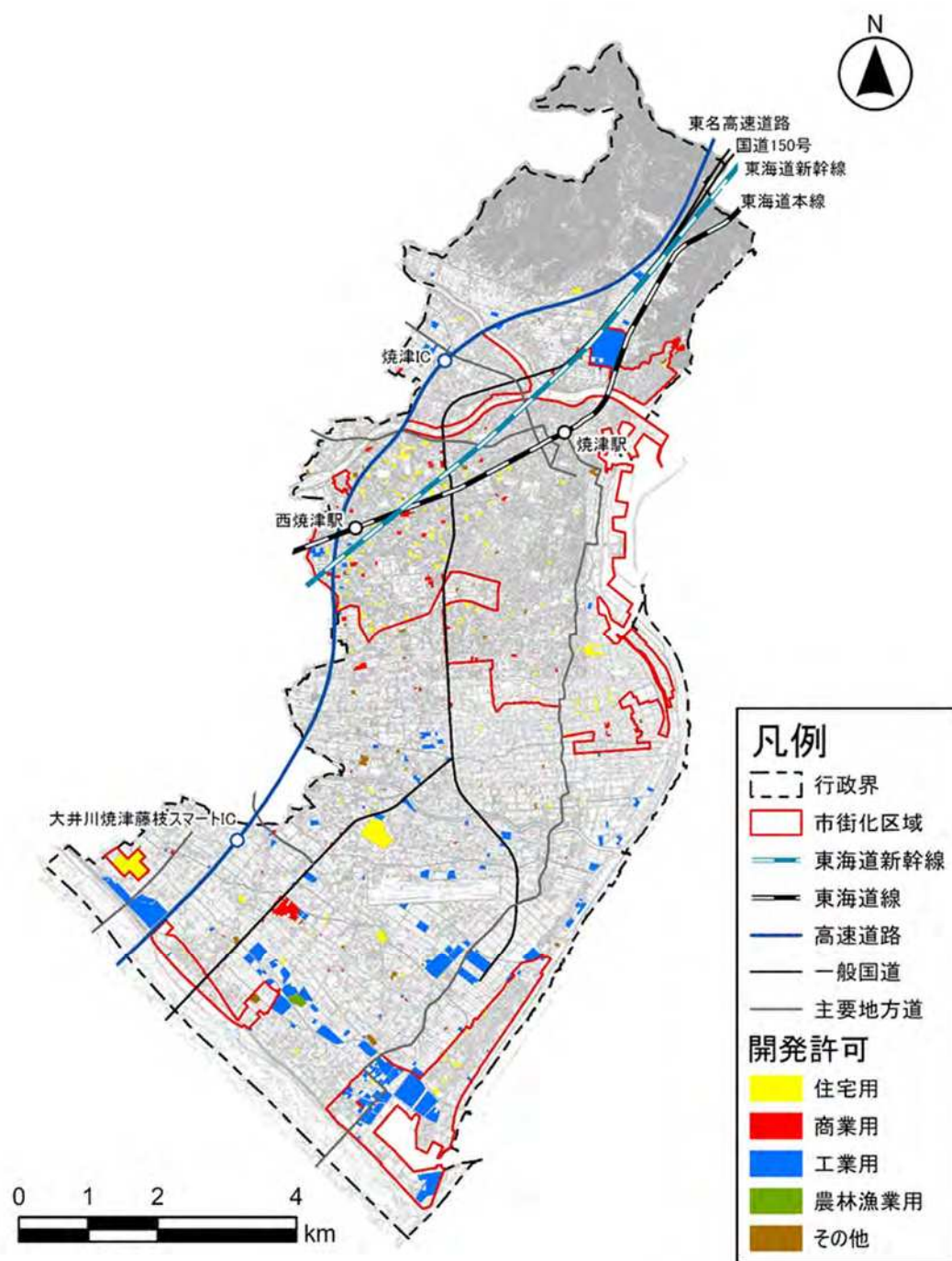


図. 開発許可状況(資料:R2都市計画基礎調査)

(10)建物利用

焼津市の現況⑩

- 市街化区域では住宅用地が広範囲に分布
- 大規模な工業用地は西焼津駅の南側や大井川周辺に集積

市街化区域には土地利用の分布をみると、焼津駅を中心とした市街化区域では、住宅用地が広範囲に分布し、商業用地や公益施設用地が点在しています。大規模な工業用地は、西焼津駅の南側や大井川周辺に集積しており、焼津IC周辺では、主要地方道の沿線に商業用地や工業用地が立地しています。

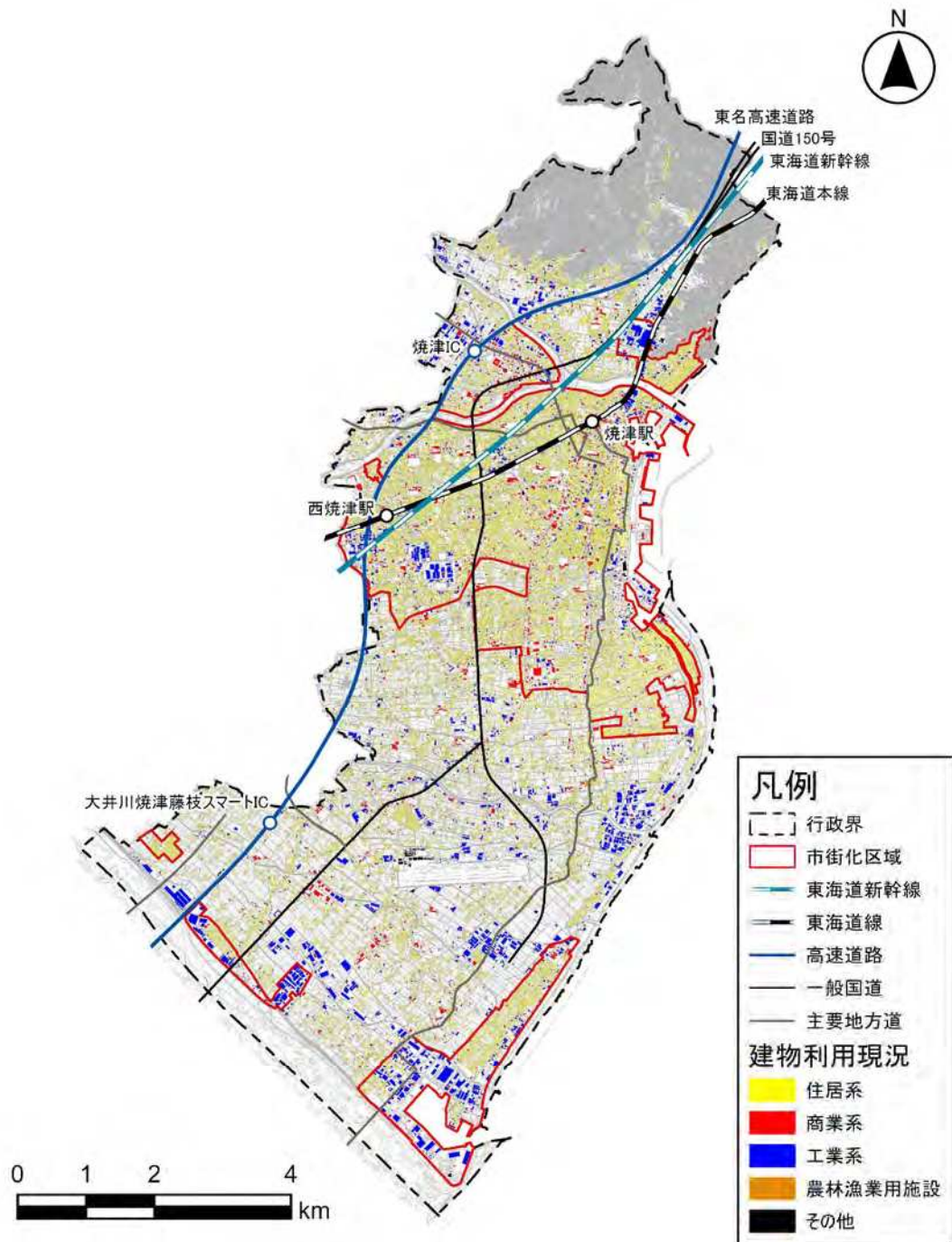


図. 建物利用状況(資料:R3都市計画基礎調査)

本市が平成 28 年度に実施した空き家等実態調査の結果から、空き家等は市全域に分布しているが、焼津駅周辺や沿岸部に特に多く分布しています。

※アンケート調査の結果より、空き家等として判断した建築物（356 件）に、アンケートの未達（101 件）と未回答（309 件）、さらに市で管理する老朽空き家台帳より空き家等として判定した 16 件も含めた 782 件を対象

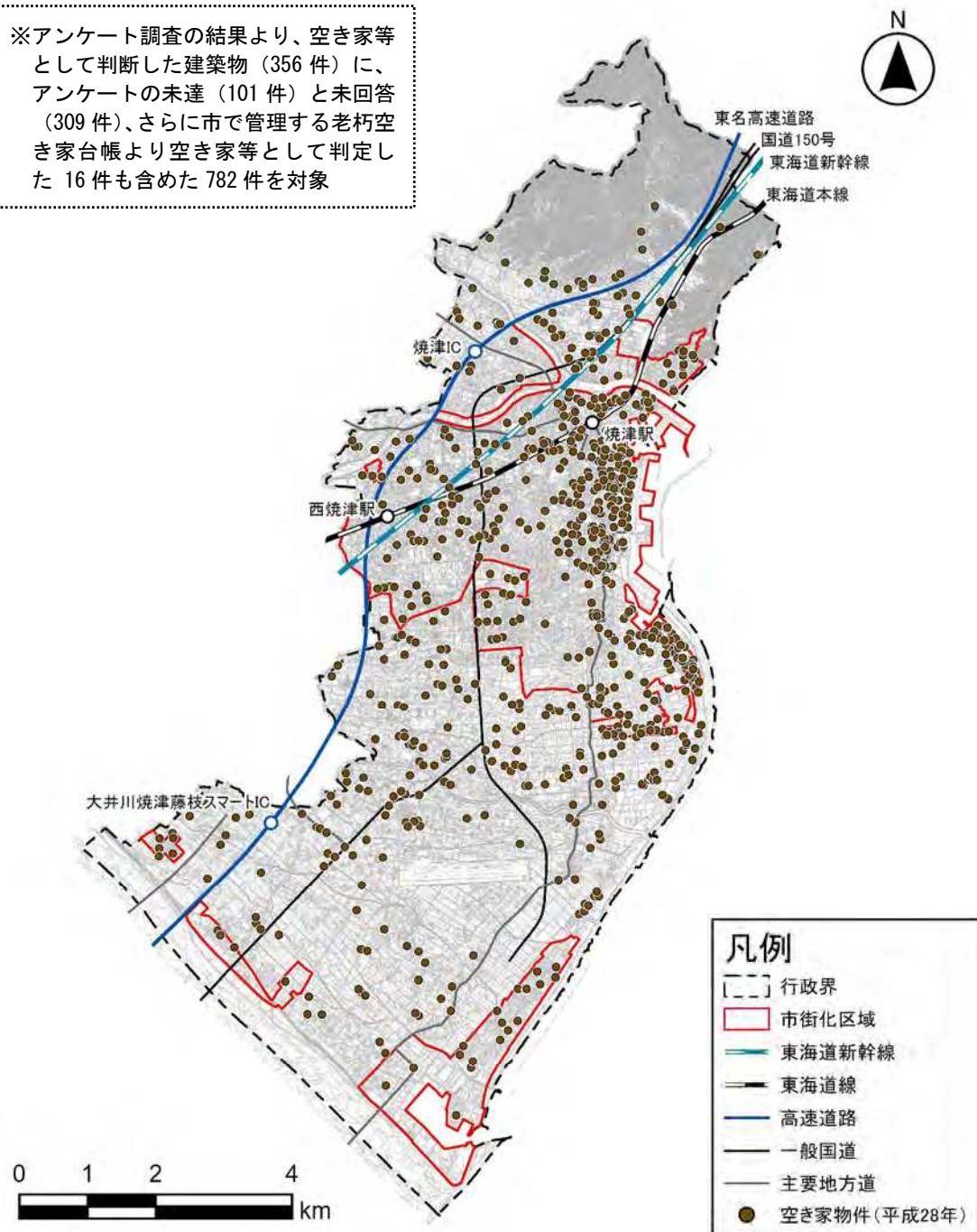


図. 空家分布図(資料:H28 焼津市空き家等実態調査)

(11)都市基盤の整備状況

焼津市の現況⑪

- 焼津駅を中心とした市街化区域では多くの路線が整備済
- 市街化区域の縁辺部から市街化調整区域にかけての路線の多くが未整備

本市の都市計画道路は、市街化区域内を概ね格子状に計画されており、焼津駅を中心とした市街化区域では多くの路線が整備済となっています。一方、市街化区域の縁辺部から市街化調整区域にかけては、計画決定済（未整備）の路線が多くなっています。

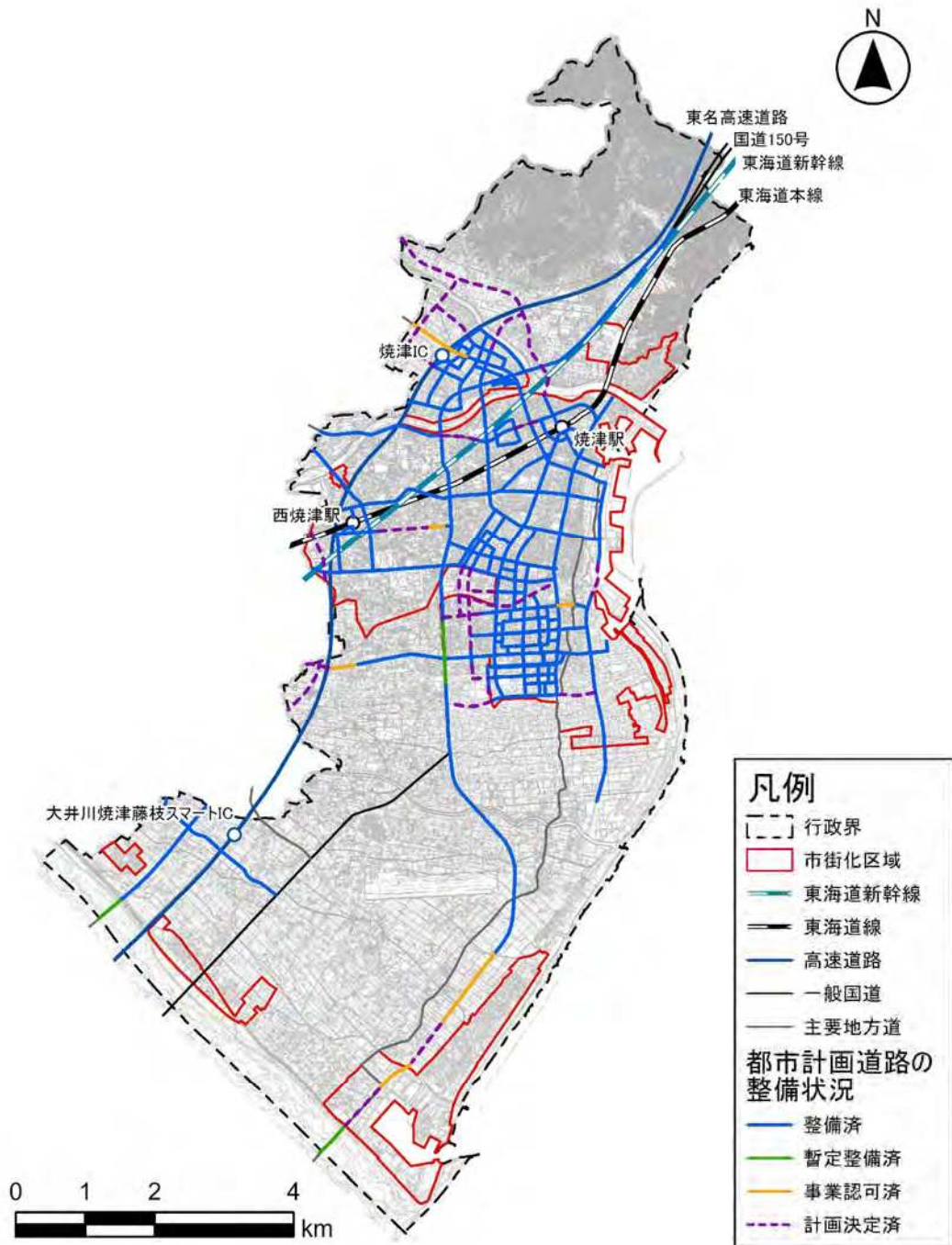


図. 都市計画道路整備状況(資料:R3都市計画基礎調査)

焼津市の現況⑫

- 下水道の整備状況は、約8割程度
- 近年の整備率は横ばい傾向、普及率は減少

本市の下水道の整備状況は、令和4年度時点で、整備率（整備面積/認可区域面積）は78.4%、普及率（処理区域内人口/行政区域内人口）が21.3%となっています。整備率は近年横ばい傾向にあり、普及率については処理区域内人口の減少に伴い、減少に転じています。

表 下水道整備状況

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
行政区域内人口（人）	146,770	146,717	145,889	144,543	143,564	142,453	141,610
許可区域面積（ha）	702	702	702	702	702	702	702
整備面積（ha）	524	531	535	540	544	546	548
処理区域内人口（人）	32,615	32,919	32,769	32,308	32,236	31,924	31,684
整備率	74.6%	75.6%	76.2%	76.9%	77.4%	77.7%	78.1%
普及率	22.2%	22.4%	22.5%	22.4%	22.5%	22.4%	22.4%
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
行政区域内人口（人）	140,861	140,189	139,594	139,217	138,497	137,353	136,623
許可区域面積（ha）	702	702	702	702	702	702	702
整備面積（ha）	550	550	550	550	550	550	550
処理区域内人口（人）	31,460	31,353	30,954	30,102	29,807	29,383	29,040
整備率	78.3%	78.3%	78.4%	78.4%	78.4%	78.4%	78.4%
普及率	22.3%	22.4%	22.2%	21.6%	21.5%	21.4%	21.3%

資料：統計資料やいづ

令和3年度時点で整備済の区域は、焼津地域から小川地域にかけての市街地及び東益津地域の一部のみとなっています。小川地域から港地域にかけては事業認可済、大村地域や豊田地域、大富地域にかけては未着手となっています。

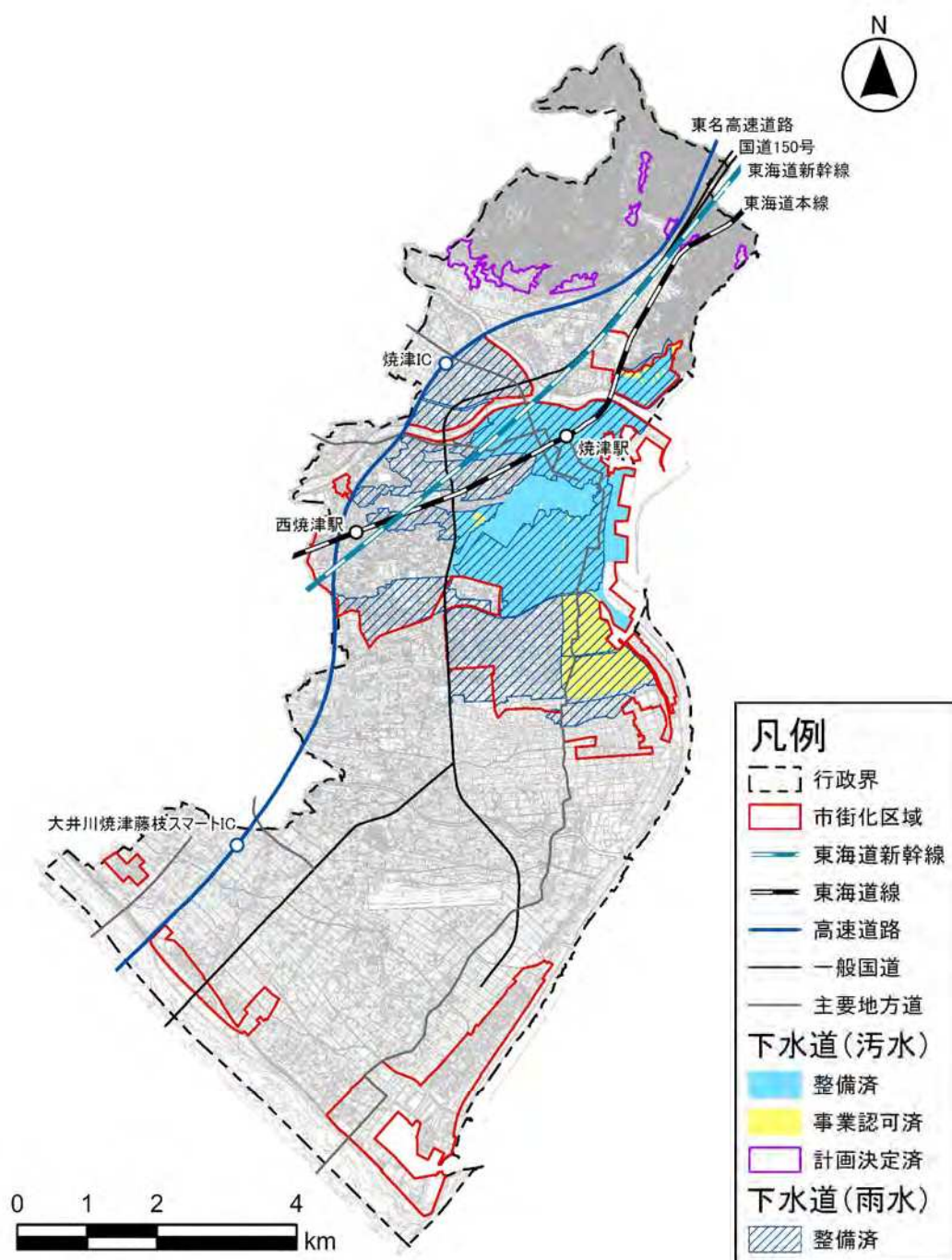


図. 下水道整備状況(資料:R3都市計画基礎調査)

焼津市の現況⑬

- 都市計画公園の供用率は 94.0%
- 整備率は静岡県平均と比較すると、高くなっている

本市の都市計画公園は、街区公園や近隣公園を中心に整備が進められ、令和２年度末時点での整備状況は、計画決定済が 61 箇所・36.12ha に対して供用（一部供用含む）が 58 箇所・33.94ha であり、供用率は 94.0%となっています。

令和２年度時点の静岡県全体の都市計画公園の整備率は 52.3%であるため、本市の整備率は非常に高い割合となっています。

表 焼津市の都市計画公園の整備状況

種別	計画決定		供用状況		供用済割合
	数	ha	数	ha	
街区公園	48	11.22	46	10.48	93.4%
近隣公園	10	14.30	9	12.86	89.9%
地区公園	2	7.50	2	7.50	100.0%
総合公園	1	3.10	1	3.10	100.0%
運動公園	－	－	－	－	－
風致公園	－	－	－	－	－
特殊公園	－	－	－	－	－
広域公園	－	－	－	－	－
合計					

資料：静岡県の都市計画（R3年3月）

本市の都市計画公園は市街化区域内に多く位置している。小川地域・港地域の一部の公園が未整備となっている。

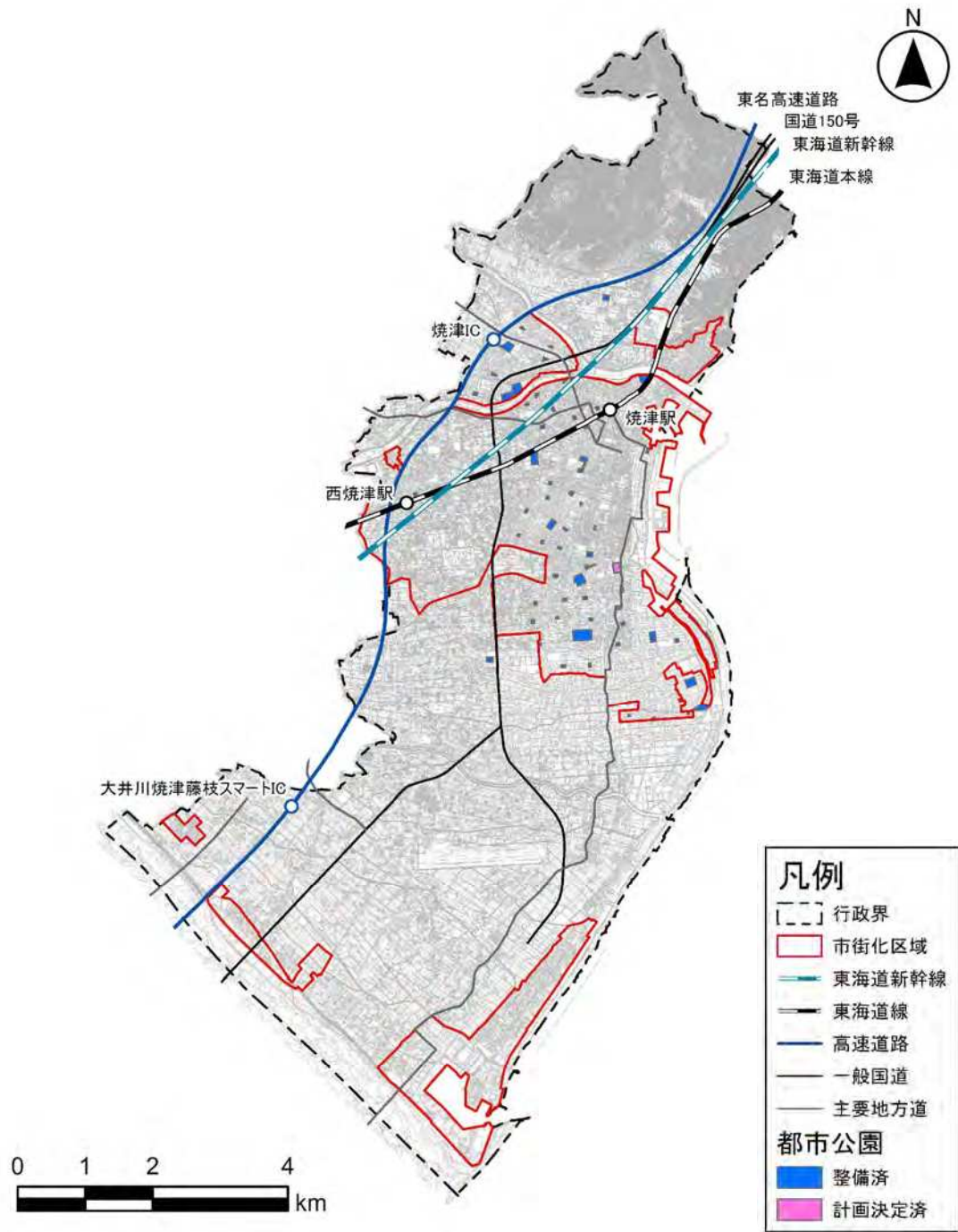


図. 都市公園整備状況(資料:R3都市計画基礎調査)

(12)主な災害リスク

焼津市の現況⑭

●床上浸水となる浸水深 0.5m以上の浸水が広範囲で想定

洪水浸水想定では、想定しうる最大規模（1,000年に1回程度の発生頻度）の降雨に伴い発生が想定されている洪水による浸水区域と浸水深を示しています。

本市では、床上浸水となる浸水深 0.5m以上の浸水が広範囲で想定されています。また、一般的な建物の2階が浸水する浸水深 3.0m以上が想定されている地域もあります。

※想定最大規模が示されている河川

大井川・瀬戸川・朝比奈川・栃山川・
木屋川・高草川・小石川・黒石川・
志太田中川・泉川・葉梨川（藤枝市）・
大津谷川（島田市）・内瀬戸谷川（藤枝市）
なお、石脇川・梅田川・成案寺川については、反映していない。

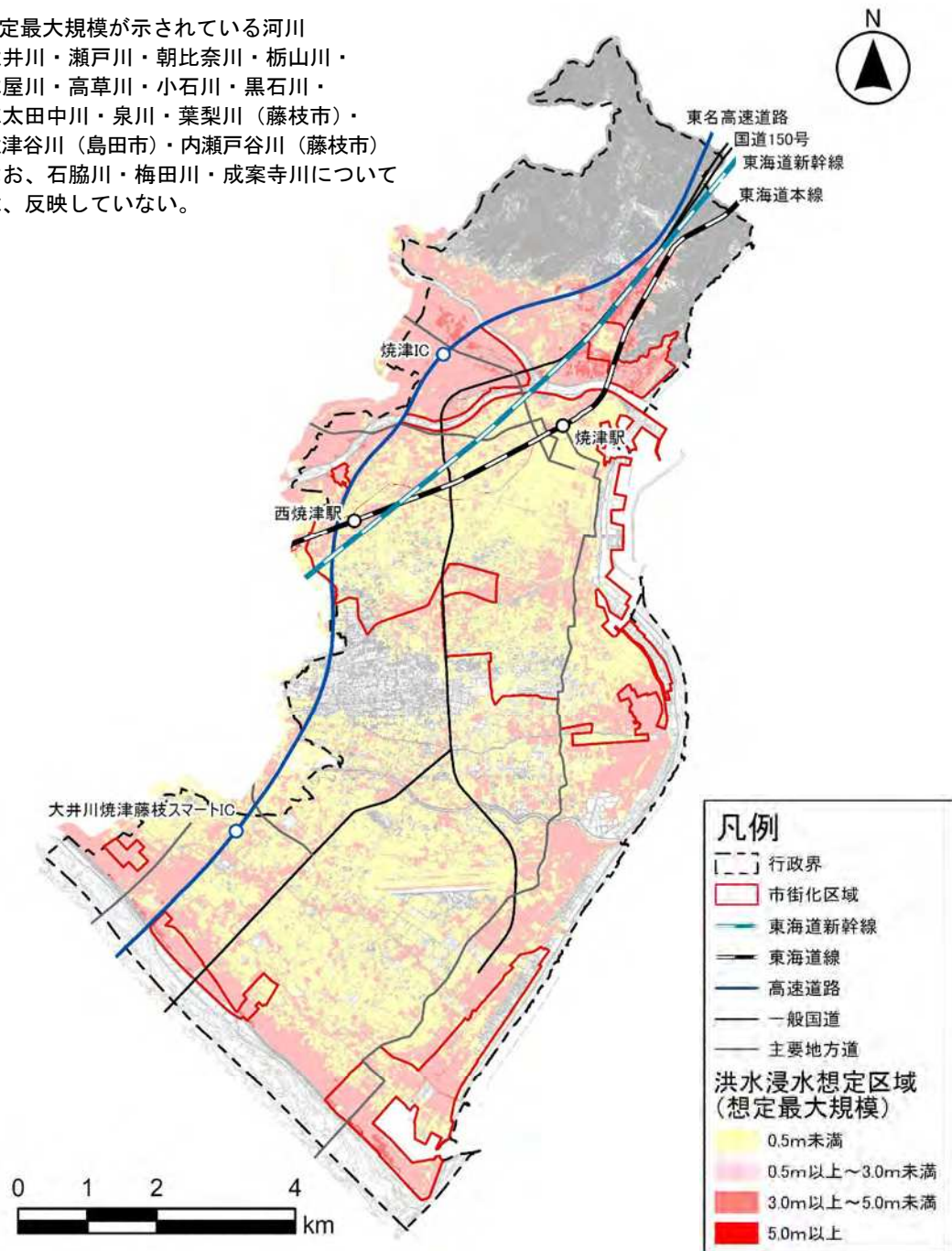


図. 洪水浸水想定区域(想定最大規模)

焼津市の現況⑮ ●沿岸部において高潮の発生により浸水が想定

本市の沿岸部では、令和元年（2019年）10月の台風第19号で記録した、過去最大潮位 T.P.+1.84m、過去最大波高 8.91m を大きく超える、想定し得る最大規模（最高潮位 T.P.+4.7m、最大波高 15.7m）の高潮の発生により想定される浸水の区域、浸水深が示されています。

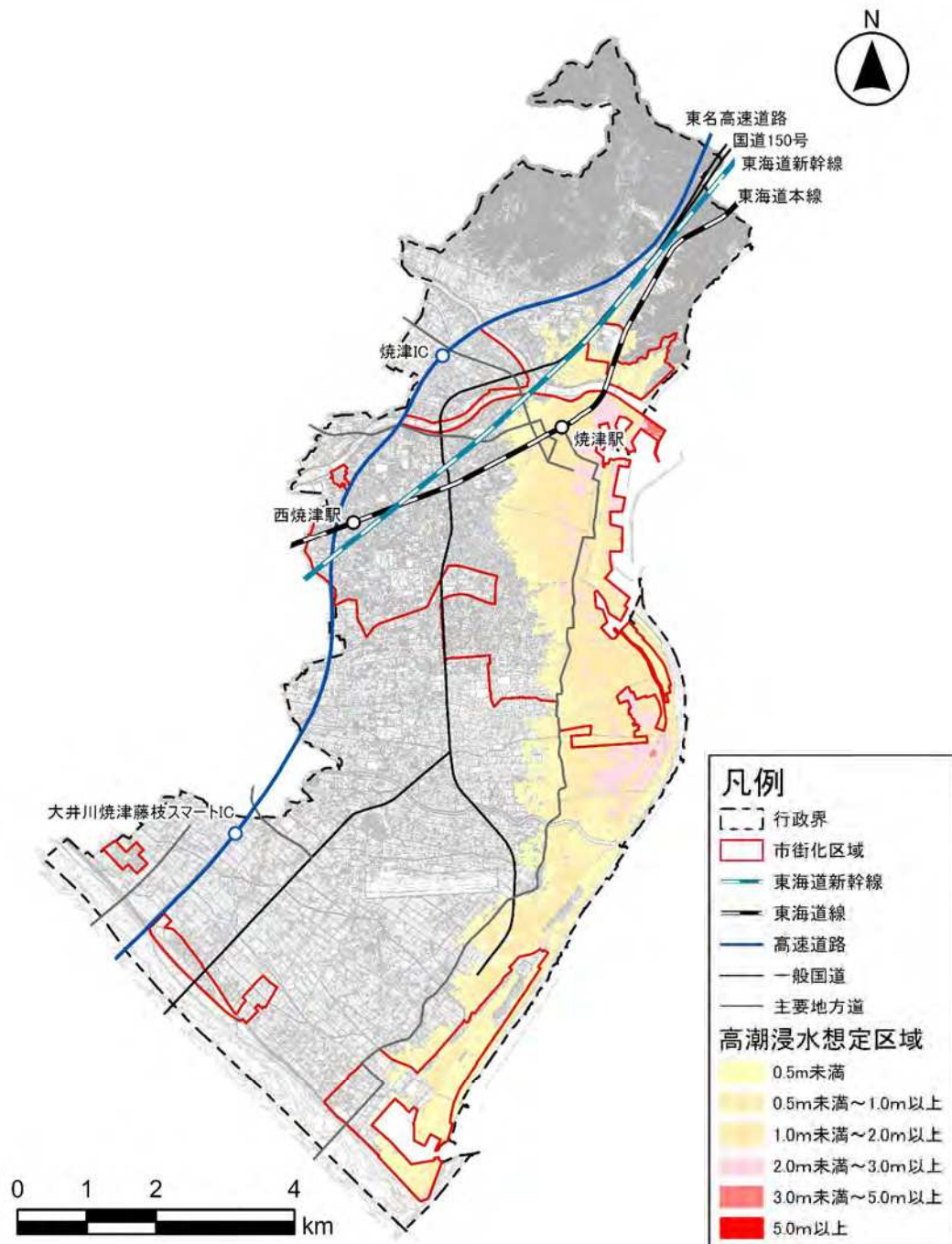


図. 高潮浸水想定区域

平成 25 年 6 月に公表された静岡県第 4 次地震被害想定(南海トラフ巨大地震ケース 8)で、本市において津波浸水想定範囲が最も広くなるケースを示しています。

津波では、浸水深 2.0m の前後で建物被害に大きな差があり、浸水深 2.0m 以下では建物が全壊する割合が大幅に低下すると言われており、本市の沿岸部では、浸水深 2.0m 以上の浸水が想定されているエリアが下図のように分布しています。

※なお、本市の沿岸部では、平成 28 年度より「堤防の粘り強い構造の海岸堤防」の整備や堤防盛土による津波被害の軽減に向けた取組を進め、令和 4 年に柄山川河口から吉永放水路まで約 4.5km の整備が完成した。(津波浸水想定区域は、沿岸部における様々な津波対策施設の整備効果を反映したものではない。)

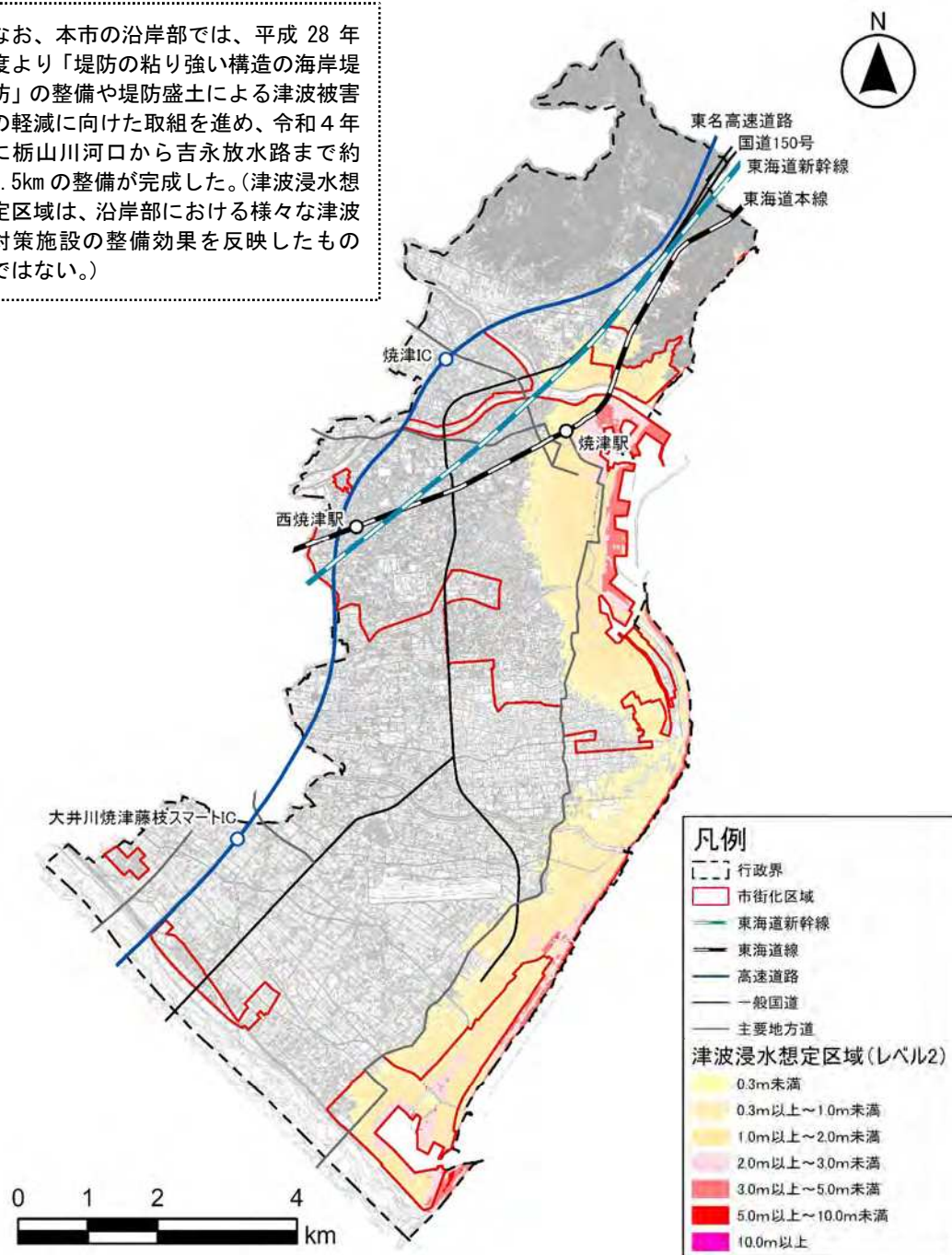


図. 津波浸水想定区域(レベル2)

焼津市の現況⑰

●市北部において土砂災害のリスクのある区域が指定されている

市北部の山地では、土砂災害（特別）警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域等の土砂災害のリスクがある区域の指定があります。

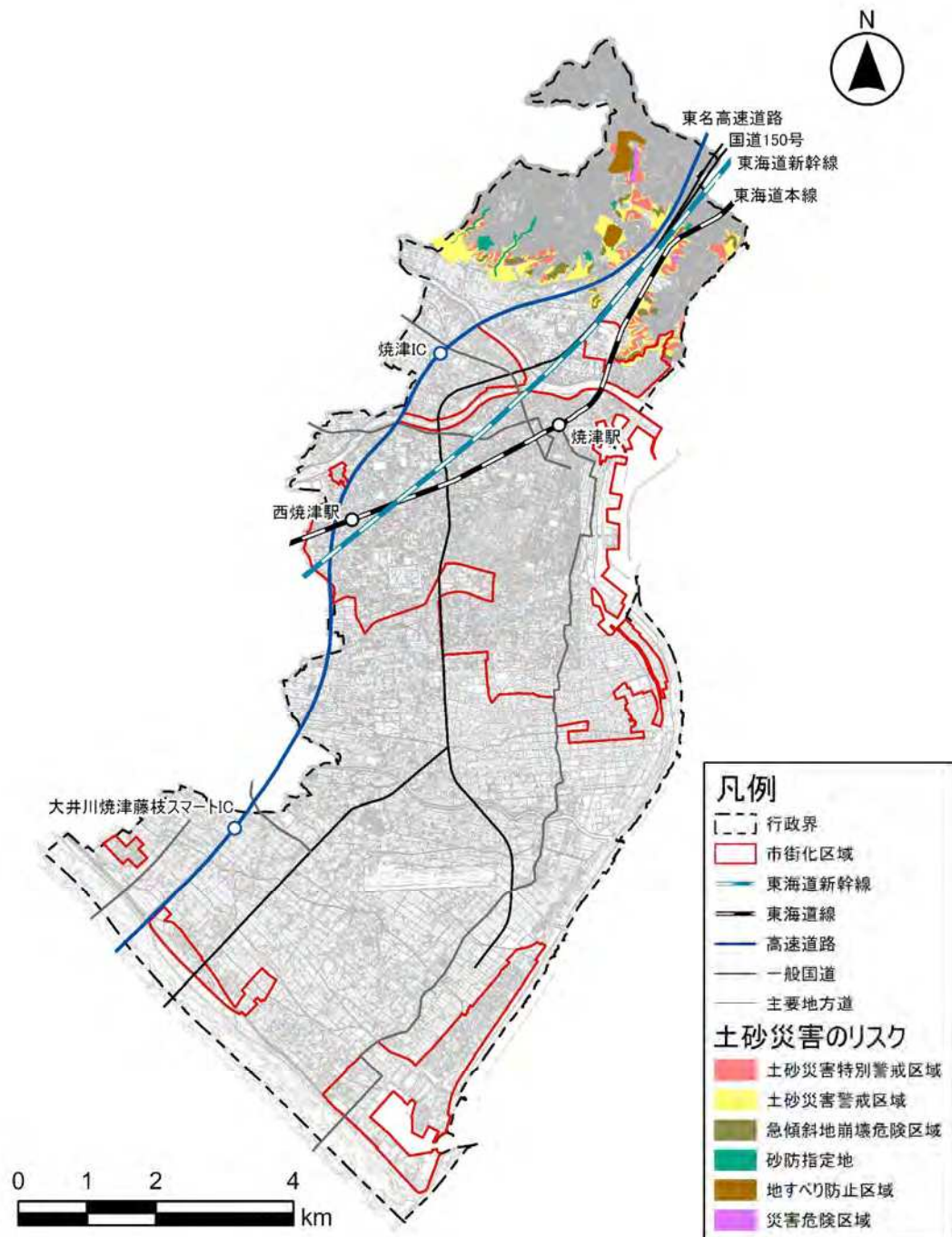


図. 土砂災害のリスク

3 まちづくりに対する市民の意識・主な意見等(市民意向調査結果)

(1)調査の目的・設計

①調査の目的

焼津市都市計画マスタープランの策定にあたり、現在及び将来の焼津市のまちづくりについて、市民が日ごろ感じていること・考えていることを調査し、基礎資料として活用することを目的としています。

②調査対象及び抽出方法

- 調査対象：焼津市に居住する満18歳以上の市民
- 抽出方法：住民基本台帳をベースとした無作為抽出

③調査方法及び調査期間

- 調査方法：郵送による配布及び回収
- 調査期間：平成26年10月24日（金）～11月7日（金）の2週間

④調査票配布数

- 調査票配布数：3,000票

⑤回収結果

	焼津市
配布数（A）	3,000
回収数（B）	1,829
有効回収数（C）	1,821※1
回収率（ $E = C / A$ ）	約60.7%

※1…回答辞退：8通

(2)調査結果の概要

市民意向調査において、現在の焼津市の印象・イメージについてお聞きしたところ、「活気やにぎわいが足りない」が最も多く、「産業が衰退している」、「自然環境が豊かだ」、「街並み（景観）が雑然としている」と続いています。

また、将来の焼津市のまちづくりで重視すべき点についてお聞きしたところ、「津波・地震・風水害などの自然災害から命を守るまちづくり」が突出して最も多く、「医療・福祉環境が充実した、高齢者や障害者にやさしいまちづくり」、「安定した雇用と活発な経済活動を生み出す、多様な産業が発展するまちづくり」、「安心して子どもを産み、育てることができるまちづくり」と続いています。

ここでは、以上の結果を総合的に踏まえ、将来のまちづくりの基本的考え方である「①誰もが安心して生き生きと暮らせるまちづくり」、「②活力ある産業と活発な交流を生み出すまちづくり」、「③環境にやさしいまちづくり」、「④自然災害に強いまちづくり」それぞれに関する、代表的な市民意向調査結果を紹介します。

③環境にやさしいまちづくり

→ 代表的な市民意向調査結果は、P118 参照

②活力ある産業と活発な交流を生み出すまちづくり

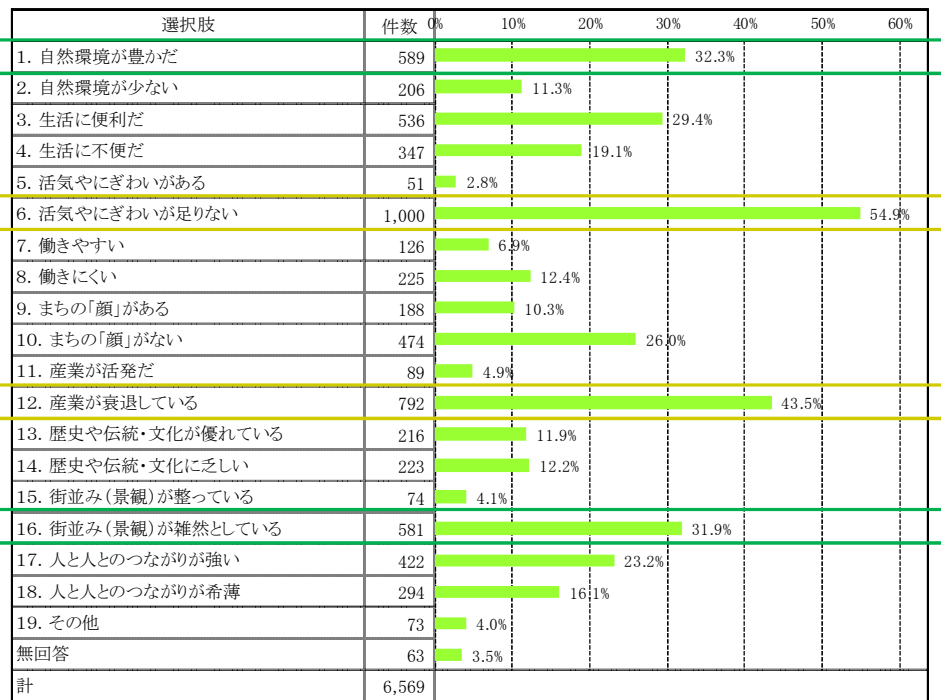
→ 代表的な市民意向調査結果は、P117 参照

①誰もが安心して生き生きと暮らせるまちづくり

→ 代表的な市民意向調査結果は、P116 参照

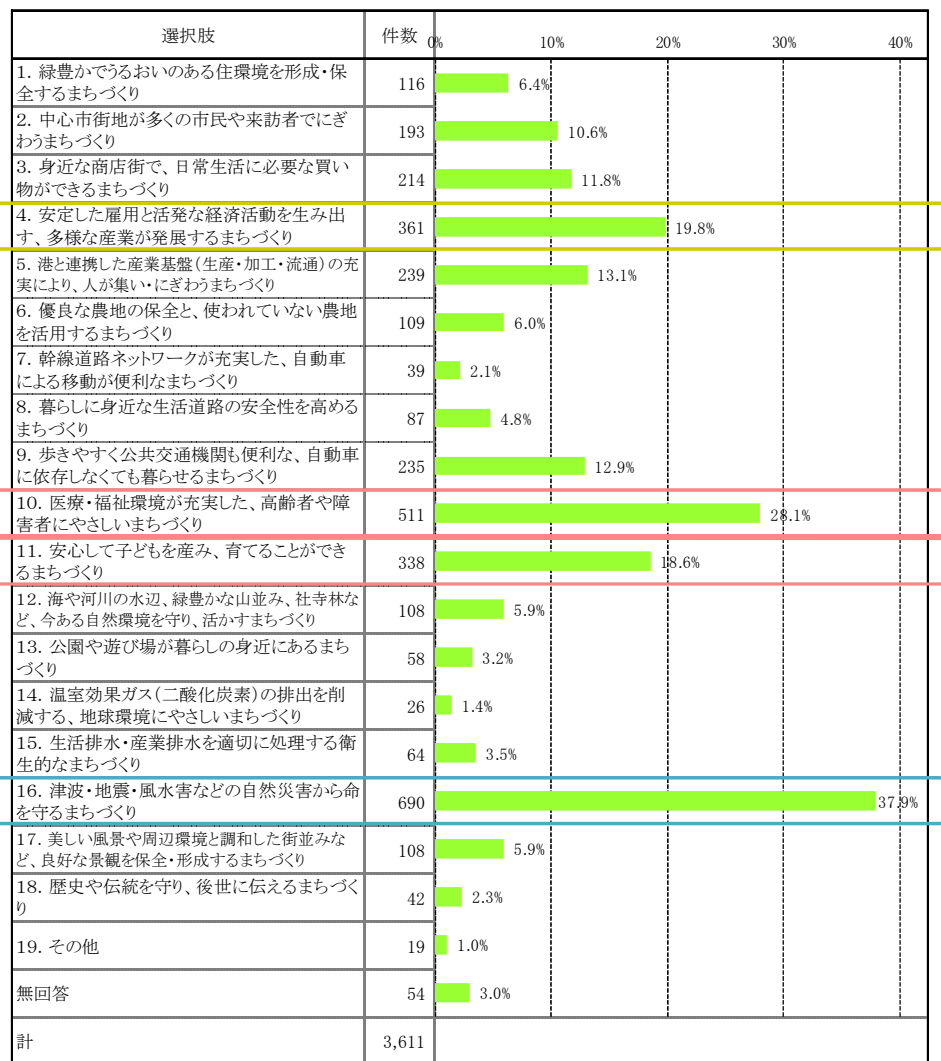
④自然災害に強いまちづくり

→ 代表的な市民意向調査結果は、P119 参照



複数回答

図. 現在の焼津市の印象・イメージ(市民意向調査 問 11 の結果より)



複数回答

図. 将来の焼津市のまちづくりで重視すべき点(市民意向調査 問 27 の結果より)

①「誰もが安心して生き生きと暮らせるまちづくり」に関連する市民意識・意見

市民意向調査結果によると、近年増加傾向がみられる空き地・空き家の利活用方策として、「子育てや高齢者福祉の場として利活用する」が約 41.5%と突出して最も多くなっています。

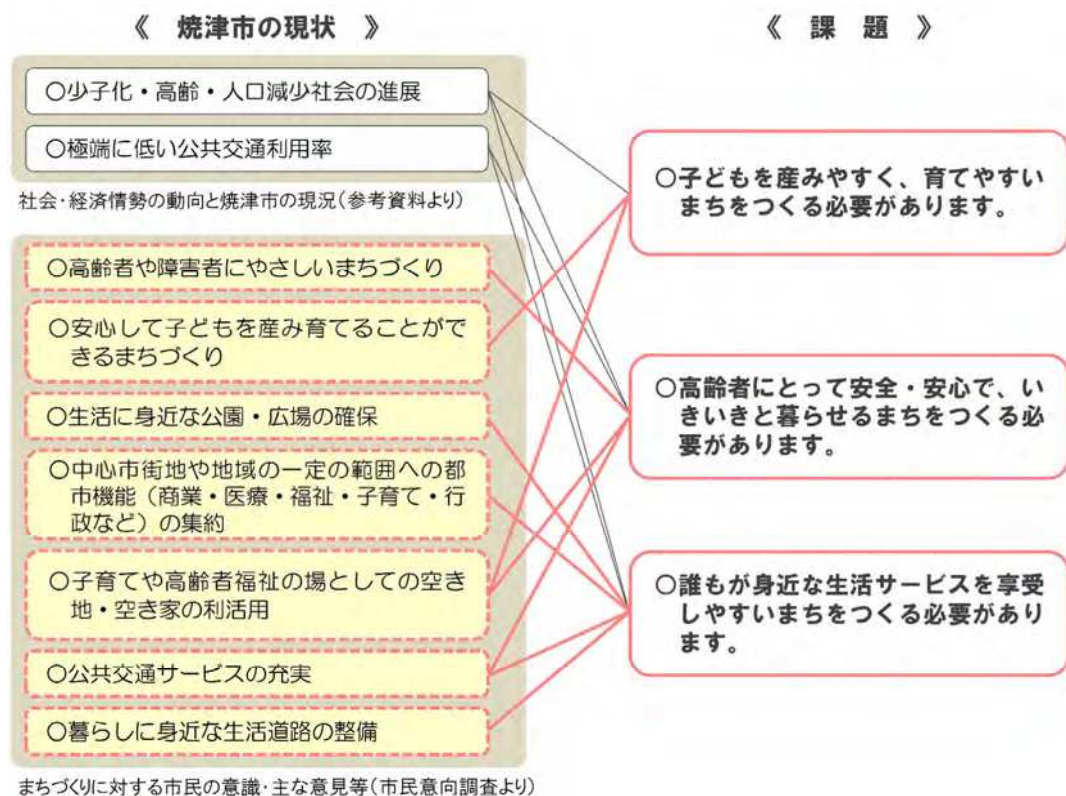


図. 「誰もが安心して生き生きと暮らせるまちづくり」に関する現状・課題(P12 参照)

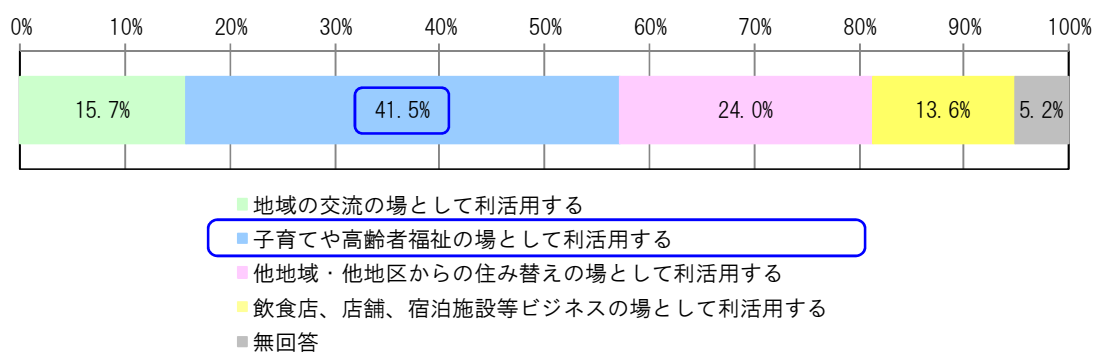


図. 空き地・空き家の利活用方策(市民意向調査 問 19 の結果より)

②「活力ある産業と活発な交流を生み出すまちづくり」に関連する市民意識・意見

市民意向調査結果によると、土地の使い方や建築物の建て方に関する必要な取組として、「いろいろな用事を一か所で済ませられるよう、商業・医療・福祉・子育て・行政サービスなどの機能を、中心市街地や、地域の一定の範囲にまとめて立地する」が約 47.1%と突出して最も多くなっています。

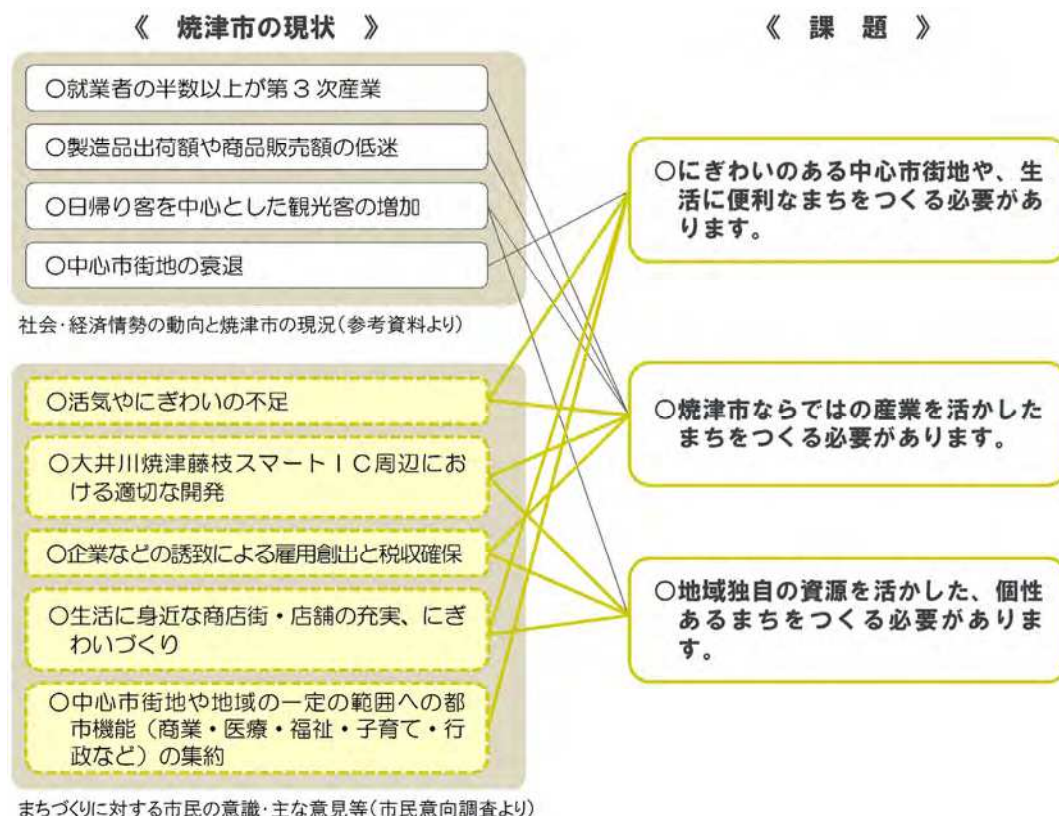


図. 「活力ある産業と活発な交流を生み出すまちづくり」に関する現状・課題(P13 参照)

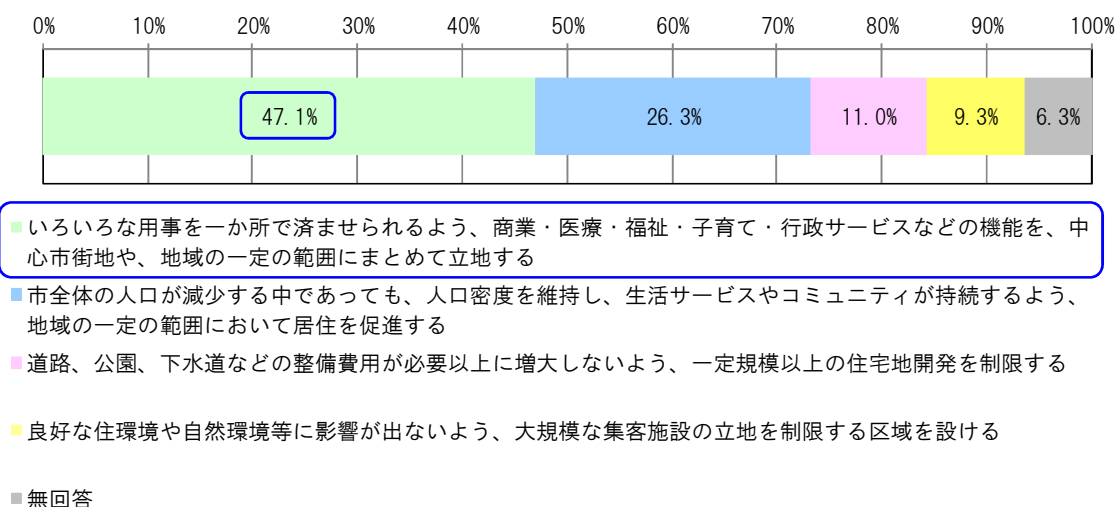


図. 土地の使い方や建築物の建て方に関する必要な取組(市民意向調査 問 18 の結果より)

③「環境にやさしいまちづくり」に関連する市民意識・意見

市民意向調査結果によると、良好な景観の保全・形成に関する規制・ルールの必要性について、「どちらかといえば必要だと思う」が約 37.0%と最も多くなっており、「必要だと思う」の約 32.6%を含めると、全体の約 70%が何らかの規制・ルールが必要と感じています。

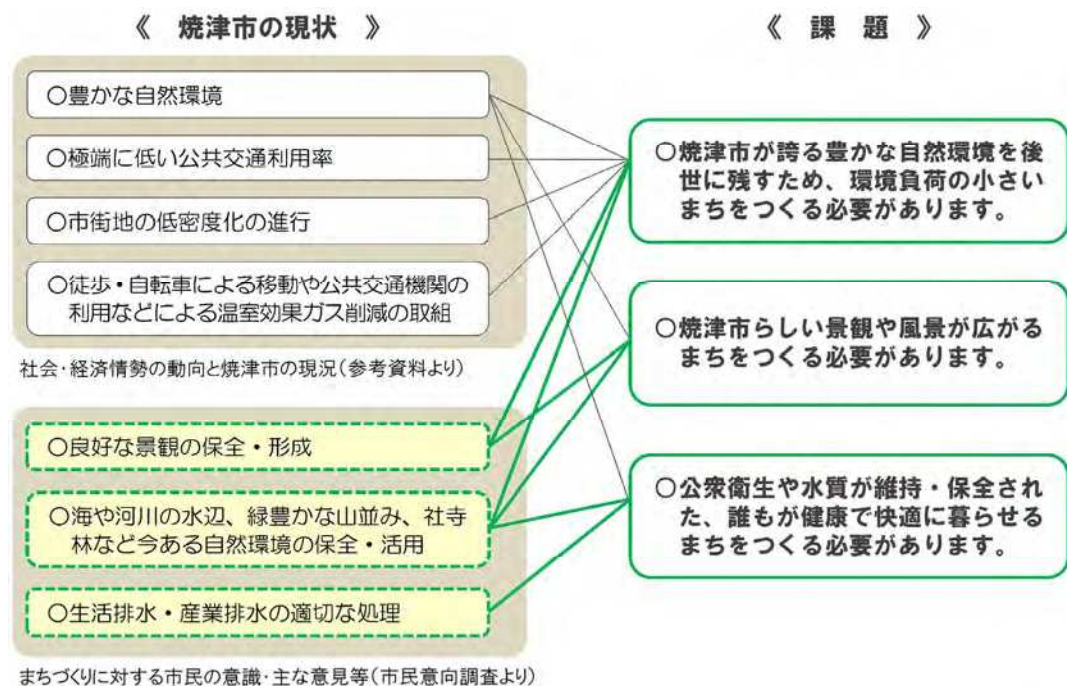


図. 「環境にやさしいまちづくり」に関する現状・課題(P14 参照)

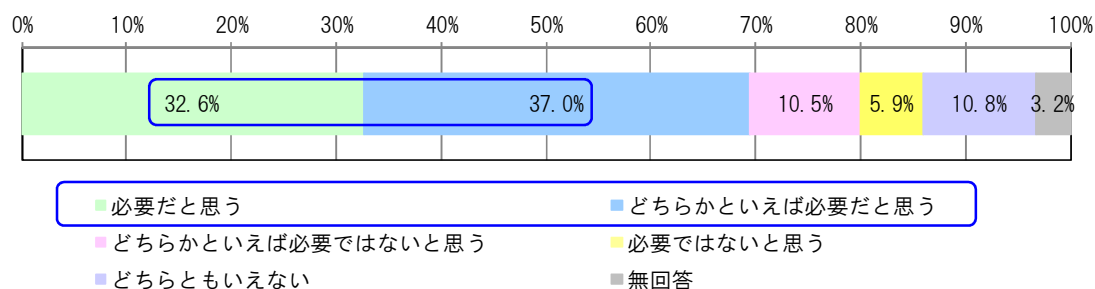


図. 良好な景観の保全・形成に関する規制・ルールの必要性(市民意向調査 問 26 の結果より)

④「自然災害に強いまちづくり」に関連する市民意識・意見

市民意向調査結果によると、防災・減災対策に関する重要な取組として「津波による浸水や河川の氾濫を防ぐための、防災施設の整備」が約 47.4%と突出して最も多くなっています。

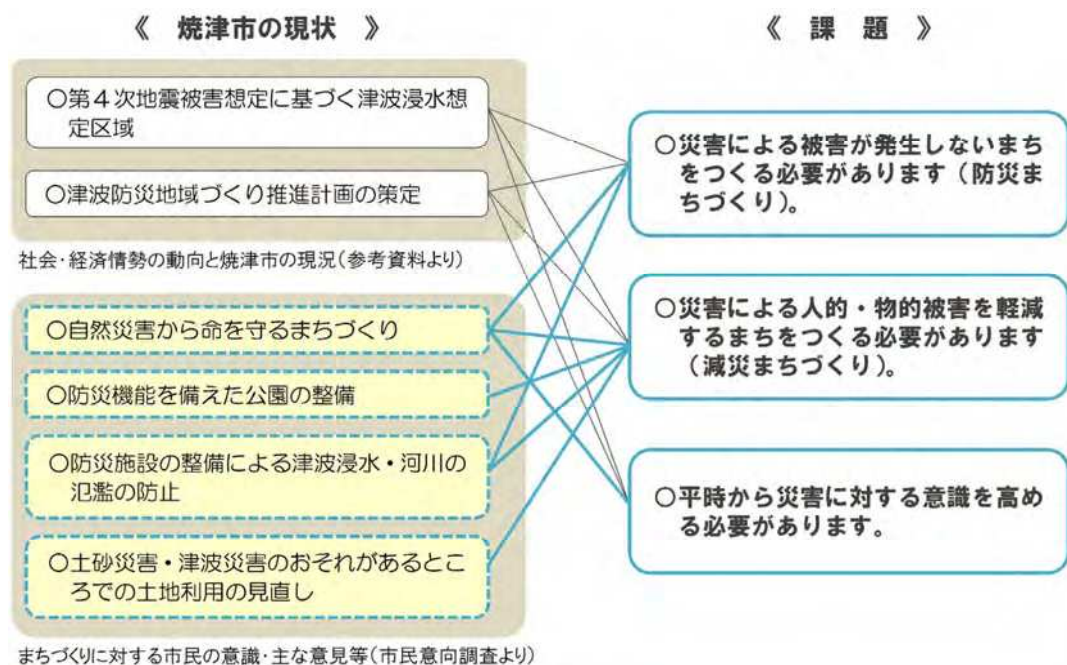


図.「自然災害に強いまちづくり」に関する現状・課題(P15 参照)

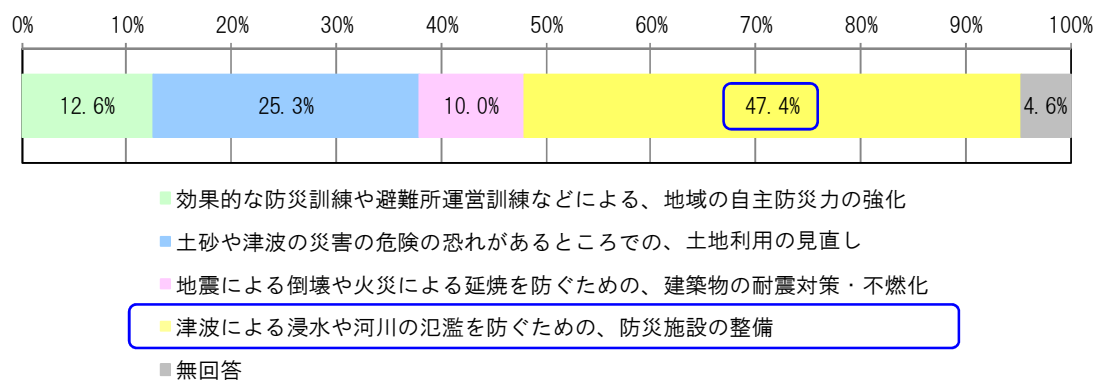


図. 防災・減災対策に関する重要な取組(市民意向調査 問 24 の結果より)

【参考】令和5年度 総合計画に関する市民意識調査

(1)調査の目的・設計

①調査の目的

第6次総合計画に掲載している施策の成果を把握することにより、今後の施策の検討資料とすることを目的としています。

②調査対象及び抽出方法

○調査対象：令和4年4月1日より継続して居住している焼津市在住の18歳以上の市民

○抽出方法：住民基本台帳に登録している者及び外国人登録をしている者で、永住者又は特別永住者として焼津市の住民基本台帳に登録している者から等間隔無作為抽出

③調査方法及び調査期間

○調査方法：郵送配布・郵送回収又はWeb回答

○調査期間：令和6年1月10日（水）～2月2日（金）の約3週間

④調査票配布数

○調査票配布数：1,800票

⑤回収結果

	焼津市
配布数（A）	1,800
回収数（B）	979
有効回収数（C）	978※1
回収率（ $E = C / A$ ）	約 54.3%

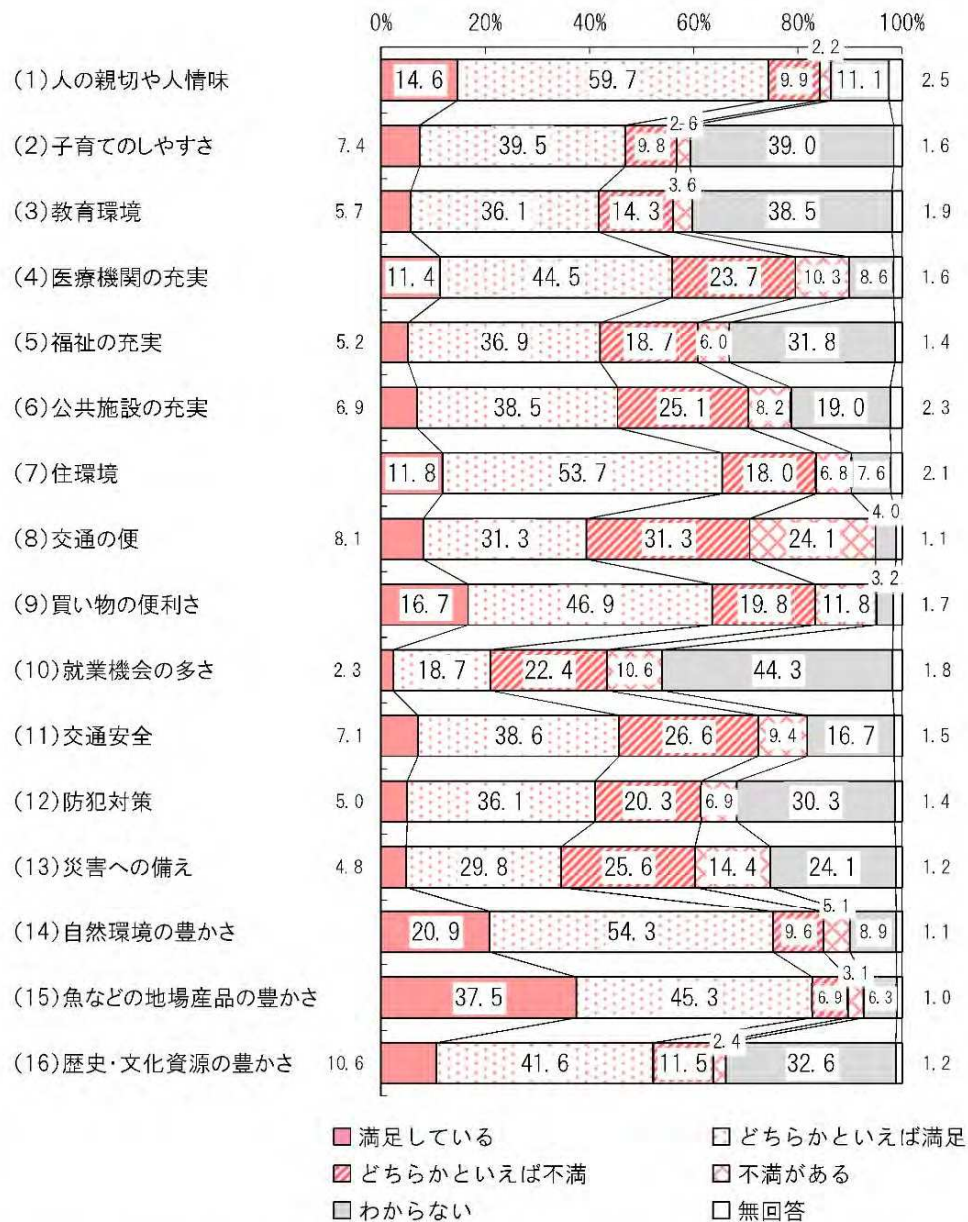
※1…二重回答1票を除いた数

(2)調査結果

●焼津市の都市環境に対する満足度

(9) 焼津市の都市環境等の満足度

問9 あなたは、以下の焼津市の都市環境等についてどの程度満足していますか。もしくは不満がありますか。(1)～(16)のそれぞれの項目について、あてはまるものを1つずつ選び、番号に○をつけてください。



焼津市の都市環境等の満足度で、「満足している」と「どちらかといえば満足」を合計した『満足』が多かった項目は、“(15) 魚などの地場産品の豊かさ” 82.8%、“(14) 自然環境の豊かさ” 75.3%、“(1) 人の親切や人情味” 74.3%などとなりました。一方、「どちらかといえば不満」と「不満がある」を合計した『不満』が多かった項目は、“(8) 交通の便” 55.4%などとなりました。

■焼津市の都市環境等の満足度による評価

満足度の評価点が最も高い項目は、「(15) 魚などの地場産品の豊かさ」で 1.08、以下「(1) 人の親切や人情味」「(14) 自然環境の豊かさ」がともに 0.77 となりました。

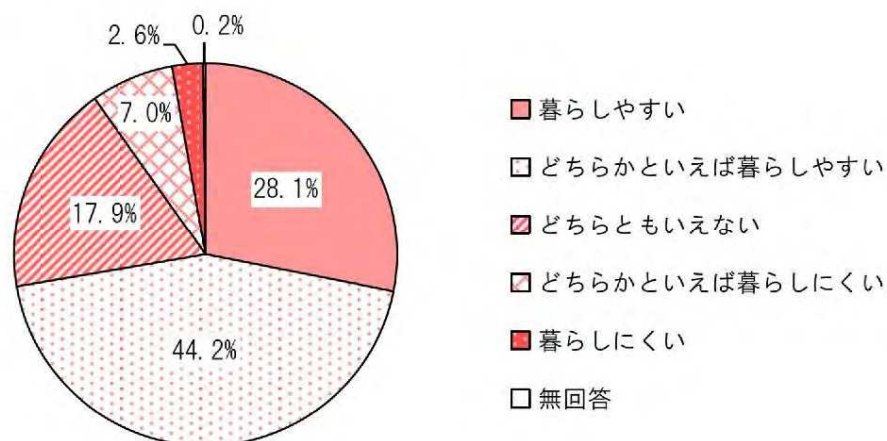
順位	項目	満足度
1	(15) 魚などの地場産品の豊かさ	1.08
2・3	(1) 人の親切や人情味	0.77
	(14) 自然環境の豊かさ	0.77
4・5	(7) 住環境	0.47
	(16) 歴史・文化資源の豊かさ	0.47
6	(2) 子育てのしやすさ	0.40
7	(9) 買い物の便利さ	0.38
8	(3) 教育環境	0.27
9	(4) 医療機関の充実	0.23
10	(5) 福祉の充実	0.17
11	(12) 防犯対策	0.12
12	(6) 公共施設の充実	0.11
13	(11) 交通安全	0.08
14	(13) 災害への備え	-0.15
15	(10) 就業機会の多さ	-0.21
16	(8) 交通の便	-0.32

※項目ごとに、「満足している」2点、「どちらかといえば満足」1点、「どちらかといえば不満」－1点、「不満がある」－2点、「わからない」0点として加算し、回答者数（無回答を除く）で割ったものを評価点としています。

●「①誰もが安心して生き生きと暮らせるまちづくり」に関する市民意識

(2) 焼津市は暮らしやすいか

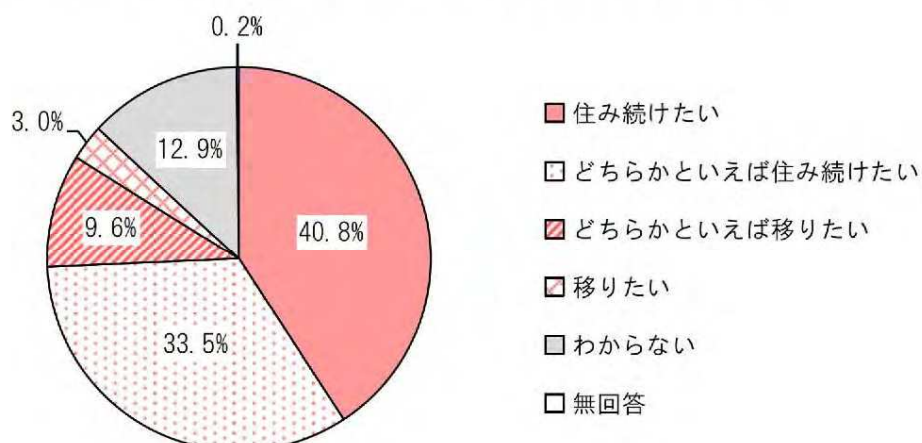
問2 あなたにとって、焼津市は暮らしやすいところですか。それとも暮らしにくいところですか。(〇は1つ)



焼津市は暮らしやすいかは、「暮らしやすい」28.1%と「どちらかといえば暮らしやすい」44.2%を合計した『暮らしやすい』は72.3%となりました。一方、「どちらかといえば暮らしにくい」7.0%と「暮らしにくい」2.6%を合計した『暮らしにくい』は9.6%となりました。

(3) 焼津市に住み続けたいか

問3 あなたは、これからも焼津市に住み続けたいと思いますか。(〇は1つ)

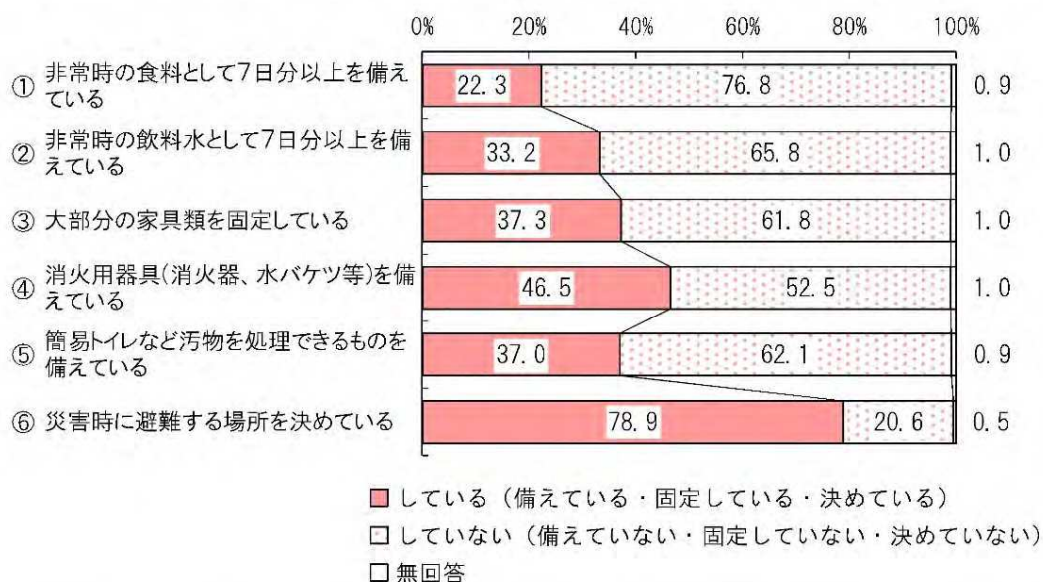


焼津市に住み続けたいかは、「住み続けたい」40.8%と「どちらかといえば住み続けたい」33.5%を合計した『住み続けたい』は74.3%となりました。一方、「どちらかといえば移りたい」9.6%と「移りたい」3.0%を合計した『移りたい』は12.6%となりました。

●「④自然災害に強いまちづくり」に関する市民意識

(24) 災害に対して備えていること

問 24 あなたのお宅では、災害に対し、以下の備えをしていますか。(〇はそれぞれ1つ)



災害に対して備えていることで、「している」が最も多かった項目は、「⑥災害時に避難する場所を決めている」78.9%となりました。一方、「している」が最も少なかった項目は、「①非常時の食料として7日以上を備えている」22.3%となりました。